

# 第6次 厚沢部町総合計画基本計画

令和3年3月

令和8年3月改定

# 目次

|  |    |
|--|----|
| 第1章 少子高齢化のもとイキイキとした町の実現                | 4  |
| 1 地域福祉の推進                              | 4  |
| 2 子育て支援の充実                             | 6  |
| 3 高齢者福祉の充実                             | 9  |
| 4 障がい者福祉の充実                            | 12 |
| 5 健康づくりの推進                             | 14 |
| 6 地域医療の充実                              | 16 |
| 第2章 町の貴重な資源である人づくりの充実                  | 17 |
| 1 学校教育の充実                              | 17 |
| 2 青少年の健全育成                             | 19 |
| 3 豊かな学習環境づくり                           | 21 |
| 4 スポーツ振興                               | 24 |
| 5 歴史と自然を活かしたまちづくり                      | 26 |
| 6 生涯学習の推進                              | 28 |
| 第3章 足腰が強くイノベーションが起こせる産業の育成             | 30 |
| 1 農業の振興                                | 30 |
| 2 林業の振興                                | 33 |
| 3 商工業の振興                               | 34 |
| 4 観光の振興                                | 36 |
| 5 起業の支援                                | 37 |
| 6 異業種交流・連携の推進                          | 38 |
| 第4章 「住みたい」「戻りたい」「関わりたい」と思えるような魅力の構築・発信 | 39 |
| 1 適正な土地利用の推進                           | 39 |
| 2 快適な住環境の整備                            | 40 |
| 3 道路・交通網の充実                            | 42 |
| 4 上・下水道の整備                             | 44 |
| 5 情報通信体制の充実                            | 45 |
| 6 移住・交流の推進                             | 47 |
| 第5章 町民が安心して安全に暮らし続ける町の実現               | 49 |
| 1 防災体制の充実                              | 49 |
| 2 交通安全対策の充実                            | 52 |
| 3 防犯体制の充実                              | 53 |
| 4 消防・救急体制の充実                           | 54 |
| 5 治山・治水対策の推進                           | 56 |
| 6 環境保全の推進                              | 57 |
| 7 ごみ・し尿処理体制の充実                         | 59 |
| 第6章 行財政改革のさらなる推進と町民のまちづくりへの参画・参加促進     | 60 |

|   |                    |    |
|---|--------------------|----|
| 1 | 効率的で健全な行財政運営 ..... | 60 |
| 2 | 開かれた行政 .....       | 62 |
| 3 | 住民参画の推進 .....      | 63 |
| 4 | コミュニティの活性化.....    | 64 |
| 5 | 男女共同参画社会の形成.....   | 65 |
| 6 | 広域連携の推進 .....      | 66 |

# 施策の体系

【将来像】

【まちづくりの方向性】

【基本計画】

『好き』なまちに  
『て』を加え  
『素敵な』まちに  
町民が主役となって進める  
素敵な過疎のまちづくり

少子高齢化社会のもと  
イキイキとした町の実現

- (1)地域福祉の推進
- (2)子育て支援の充実
- (3)高齢者福祉の充実
- (4)障がい者福祉の充実
- (5)健康づくりの推進
- (6)地域医療の充実

町の貴重な資源である  
人づくりの充実

- (1)学校教育の充実
- (2)青少年の健全育成
- (3)豊かな学習環境づくり
- (4)スポーツ振興
- (5)歴史と自然を活かしたまちづくり
- (6)生涯学習の推進

足腰が強くイノベーションが  
起こせる産業の育成

- (1)農業の振興
- (2)林業の振興
- (3)商工業の振興
- (4)観光の振興
- (5)起業の支援
- (6)異業種交流・連携の推進

「住みたい」「戻りたい」  
「関わりたい」と思える  
ような魅力の構築・発信

- (1)適正な土地利用の推進
- (2)快適な住環境の整備
- (3)道路・交通網の充実
- (4)上・下水道の整備
- (5)情報通信体制の充実
- (6)移住・交流の推進

町民が安心して安全に暮らし  
続ける町の実現

- (1)防災体制の充実
- (2)交通安全対策の充実
- (3)防犯体制の充実
- (4)消防・救急体制の充実
- (5)治山・治水対策の推進
- (6)環境保全の推進
- (7)ごみ・し尿処理体制の充実

行財政改革のさらなる推  
進と町民のまちづくりへ  
の参画・参加促進

- (1)効率的で健全な行財政運営
- (2)開かれた行政
- (3)住民参画の推進
- (4)コミュニティの活性化
- (5)男女共同参画社会の形成
- (6)広域連携の推進

## 第1章 少子高齢化のもとイキイキとした町の実現

### 1 地域福祉の推進

#### (1) 現況と課題

当町では、社会福祉協議会や民生委員・児童委員・町内会など多様な主体により、各種福祉サービスの提供やボランティア活動など、さまざまな活動が行われています。

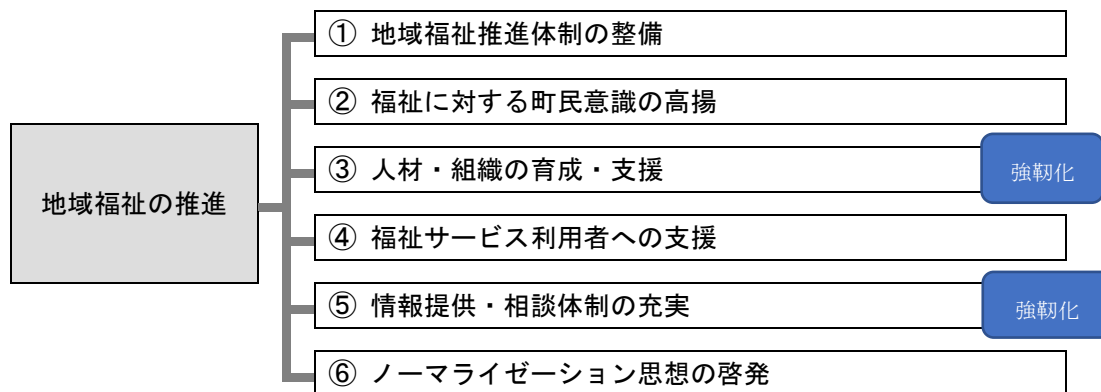
今後も、町民一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を高めるとともに、社会福祉協議会、町民団体、ボランティアなどと連携し、地域全体で要支援者を支えていくことが求められます。

さらに、本計画策定に際し、地域福祉計画を包含したものとして設定し、両計画の整合を図り、地域福祉をより向上させていくことに努めます。



社会福祉協議会と中学生による除雪ボランティア

## (2) 施策の体系



## (3) 主要施策

### ① 地域福祉推進体制の整備

地域住民、事業者、行政の役割を明確にし、連携しながら、地域の中でお互いに支え合い助け合う体制づくりを推進します。

### ② 福祉に対する町民意識の高揚

福祉についての町民意識の高揚を図るため、広報やイベントなどを通じた啓発活動を推進します。また、子どもたちの思いやりの心を育むため、学校における福祉教育の充実に努めます。

### ③ 人材・組織の育成・支援

地域福祉を推進するための中核的な担い手である社会福祉協議会の機能充実を図るとともに、福祉ボランティアや専門的な人材などの育成を図るため、町内事業所と連携し多様な人材の確保・養成及びサービスの質の向上にむけた研修会や養成講座の開催と活動の場づくりに努めます。

### ④ 福祉サービス利用者への支援

関係機関などと連携しながら、成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及に努め、福祉サービスなどを利用する上で、判断能力が十分でない認知症高齢者や知的及び精神に障がいがある人などの福祉サービスの利用を支援します。

### ⑤ 情報提供・相談体制の充実

保健・福祉サービスの情報提供の充実に努めるとともに、地域の多様な生活課題にきめ細やかに対応するため、地域における相談体制の充実に努めます。

### ⑥ ノーマライゼーション思想の啓発

高齢者や障がい者、子どもも含め、すべての町民が不自由なく住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、広報・啓発活動等を通じて、町民へのノーマライゼーションの理念の浸透を図るとともに、町民の福祉活動への参加促進に努めます。

## 2 子育て支援の充実

### (1) 現況と課題

今後もすべての子どもたちが心身ともに健やかに生まれ、育つことのできる環境を整えるため、さまざまな子育て支援施策の充実や保護者に対する子どもを育てる力の育成支援を推進していく必要があります。

当町では、町内の3保育所を統合した「幼保連携型認定こども園はぜる」が平成31年度より開設されたことに伴い、総合的な子育て支援の提供が可能となりました。

認定こども園の整備により、一時預かりや病後児保育、発達支援などの子育て支援の一体的な提供が可能となったほか、子どもたちが過ごす施設の充実も図られました。令和元年10月から、幼児教育・保育が無償化されたほか、町独自の負担軽減措置により保護者の経済的負担が軽減されています。

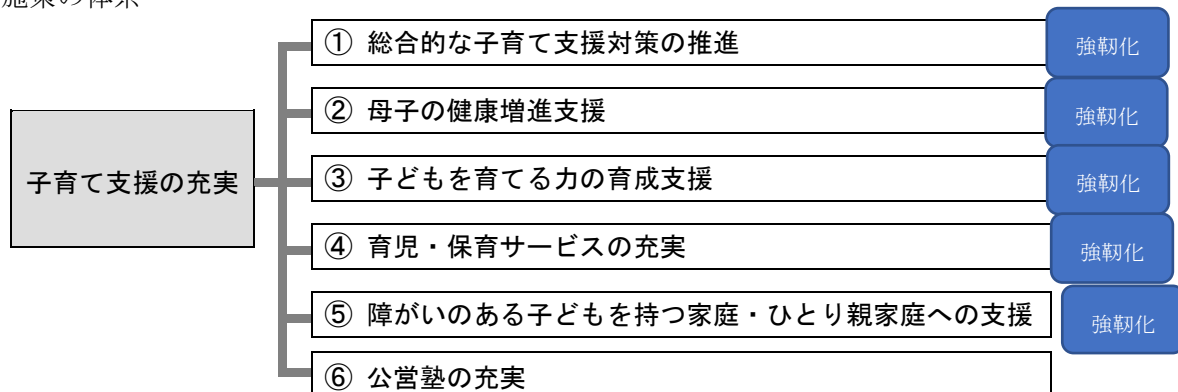
また、特別な支援が必要な子どもについて、第3期厚沢部町障害児福祉計画を策定し、関係機関との連携により早期療育（専門支援）へつなげ、市町村事業での発達支援センターの開設などの取組を実施し、子育て支援の充実に努めてきました。

新設された発達支援センター事業により、専門機関と連携した発達支援を実施し、町内で療育を受けることができ、受給者証等も必要ないことから保護者の負担減につながっています。

今後の課題として、少子化や保護者世代の価値観の多様化に伴い、単なる「保育」ではなく、子どもの個性を尊重した教育・保育が求められているため、資質の向上を図るとともに、認定こども園を利用する保護者の様々なニーズに対応するため、保育教諭等の人材確保も重要となります。発達支援センター事業の実施においては、専門職員を確保しつつ、専門機関との連携を強化していくことが挙げられます。

また、当町では「厚沢部町で十分な学びを提供し、志をもって進学していく生徒を送り出したい」との思いから、公営塾を開設し、中学生、高校生の学力向上のみだけでなく、人間力向上も目指した活動を推進しています。

## (2) 施策の体系



## (3) 主要施策

### ① 総合的な子育て支援対策の推進

「第3期厚沢部町子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、保育、母子保健、教育、防犯等、様々な視点から施策の推進を図り、安心して子育てができる環境の整備充実を推進します。

### ② 母子の健康増進支援

母子の健康を確保するため、妊産婦健診および交通費の補助や“妊婦エントリーネット119”の登録を推進するとともに、乳幼児に対しては、乳幼児相談や健診事業の充実をはじめ歯科健診、歯科指導、う歯予防の充実に努めます。また、予防接種事業において、適正な時期に接種するための指導の強化と、安心・安全に接種が受けられるよう、医療機関との連携強化を図ります。

### ③ 子どもを育てる力の育成支援

保護者の育児不安を解消するため、家庭訪問等において育児環境の確認を行うほか、育児に関する悩みや孤立感などを抱えていないかを把握するように努め、子育て支援センター等でサポートしながら、育児に自信が持てるよう支援します。また、乳幼児相談では、親子同士の交流を図りながら、離乳食づくりや育児情報の提供の充実にも努めます。

### ④ 育児・保育サービスの充実

保護者の就労など、多様なニーズに即した保育サービスを提供するため、児童数に応じた保育教諭等の人材確保に努めます。また、子育てに関する相談・情報提供の充実を推進するとともに、親子で参加型のイベントや保護者の自主性を活かした育児サークル活動の支援に努めていきます。

### ⑤ 障がいのある子どもを持つ家庭・ひとり親家庭への支援

障がいのある子どもを持つ家庭やひとり親家庭の支援を図るため、相談支援や経済的支援、自立支援などの援助体制の充実を図ります。また、発達障害やグレーゾーンの子どもに対する支援は必要に応じ支援員を増員するなどの支援を行ってきましたが、他の子どもたちとのコミュニケーション能力などを向上させるには更なる支援が必要となるため、支援員が発達障がいの基礎知識を習得するなど、資質能力向上にも取り組みます。

### ⑥ 公営塾の充実

都市部との学習環境の格差を解消し家庭学習の補完を目的として中学生を対象に始めた公営塾は、令和3年度から高校3年生まで対象を広げ指導しています。今後、対象者をさらに広げるとともに、学習サポートだけではなく、将来地域を担う人材として活躍できるさまざまな力のかん養することを目指した学習内容の充実を図ります。



「認定こども園はぜる」



「公営塾」

### 3 高齢者福祉の充実

#### (1) 現況と課題

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、適切な介護サービスの提供や介護予防の推進など、地域全体で高齢者を支える体制づくりが求められます。

当町では、介護保険事業の利用につながる85歳以上高齢者は2050年まで現状の人数(300人前後)で推移するとみられます。当町は施設サービスの利用率が高く、このことが一人当たりの介護給付費を押し上げる要因となっていますが、介護人材不足や広い町域に高齢者が散在することから、施設による集約的な介護サービスの供給は今後も必要です。

認定者数については、要支援はじめ低介護度の割合は低いが、要介護3以上の比率は全道でも高い水準にあります。訪問介護をはじめとした在宅系サービスが介護人材不足で十分な供給となっていないことから、低介護度のサービス利用が抑制されるものと考えられます。

こうした中、現状の取組では、介護予防の促進や高齢者の社会参加の促進、訪問診療、施設入所者等への定期的回診、医療介護連携会議、地域ケア会議、地域ケアシステム検討協議会等を通じた保健、医療、福祉ネットワーク体制の強化(定期的会議への病院職員出席)の充実などに力を入れてきました。

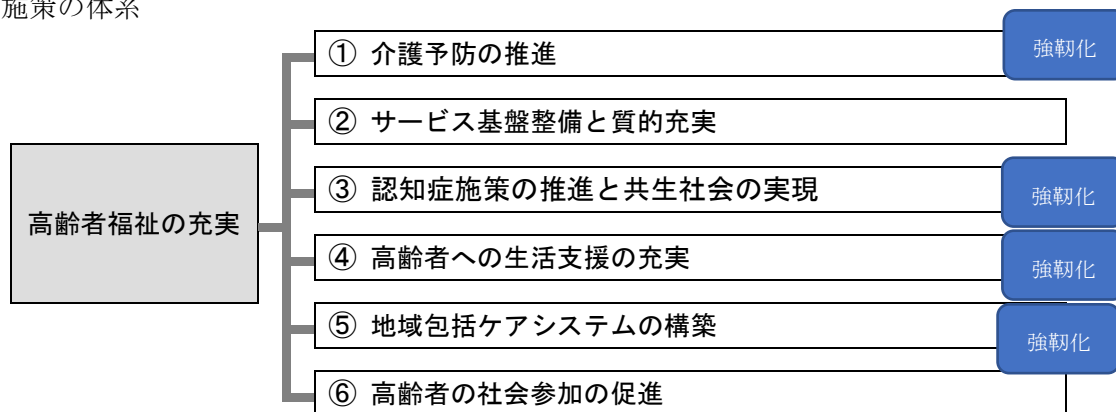
また、平成29年度に立ち上げた「厚沢部町支えあい推進協議体」で、地域での集まりの場(サロン)の活動が行われるようになってきました。

今後の課題として、介護人材不足と高い施設依存度を改善し、高齢者が在宅でできるだけ長く自立した生活を続けることが必要です。特に認知症は在宅生活の継続を困難にする最大の要因であることから、他者とのふれあいの機会の創出や安否確認、生活状況確認が必要となります。介護人材不足は今後も進展すると考えられることから、ICTを活用した見守り体制や、介護職員の処遇改善のための施策が必要となります。

住み慣れた地域で、健康で暮らすための手段として地域での交流や支えあいの機会の創出が必要です。町内会や老人クラブ等の既存団体の取組を活用し、高齢者が地域で暮らし続ける体制を地域住民とともに構築することが必要となります。

さらに、南檜山圏域全体を見据えた「在宅医療と介護の連携による地域包括ケア機能の強化」や現行の病院無料送迎バス運行体制の見直し(利用者のニーズに柔軟に対応できる交通手段の確保)も求められています。

## (2) 施策の体系



## (3) 主要施策

### ① 介護予防の推進

要介護状態とならずに健康を維持していくため、健康相談や健康診断、健康教育等を通じて自ら取り組む健康づくりを支援し、介護予防を推進するとともに、介護予防の取組を住民主体の取組として進める体制づくりに努め、社会参加の一環としての介護予防事業の推進を図り、不参加者の把握やアウトリーチ<sup>1</sup>に努めます。

住民主体の取組を基本としつつ、引き続き多様な専門職の関与や連携を推進します。

### ② サービス基盤整備と質的充実

要介護者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、町の独自事業や介護保険事業を組み合わせ、在宅での生活の質を確保する各種サービスの充実を図ります。

労働人口の減少による介護サービス担い手不足が予想されます。ICTを活用した効率的な介護サービス提供体制や介護職員の処遇改善を進め、介護サービスの提供体制の維持に努めます。

### ③ 認知症施策の推進と共生社会の実現

低栄養・身体的フレイル等の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による孤立解消や役割保持により認知症の発症を遅らせる可能性が示唆されていることを踏まえた取組を進めます。

また、保険事業と介護予防の一体的実施を展開し、疾病予防・重症化予防・生活機能の改善に努めるとともに高齢者が身近で通える居場所の拡充や安否確認を目的としたふれあい訪問等の機会や、介護予防事業の充実を図ります。重度の認知症高齢者に対しては、グループホームや介護保険サービスの充実を図るとともに家族の支援体制を強化します。さらに、地域で認知症高齢者を支える仕組みを構築するため認知症の学習機会を充実させるとともに、認知症高齢者及び家族を見守り支える地域づくりを推進し、認知症高齢者が社会の一員として活動するための場の構築に努めます。

<sup>1</sup> 支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス

#### ④ 高齢者への生活支援の充実

高齢者が安心して生活できるよう、移送サービスや給食サービス、緊急通報システム設置などの生活支援サービスの充実に努めます。

#### ⑤ 地域包括ケアシステムの構築

保健福祉行政や介護支援専門員、国保病院医師・看護スタッフ、民生委員、保健推進員等、地域の多種多様な人・関係機関の連携の下、地域で暮らす要支援者一人ひとりのニーズに沿って、福祉サービスが包括的かつ継続的に提供される地域ケアシステムの構築を推進します。また、町内会や地域の団体組織等と連携・協働し、地域での声かけや安否確認、虐待防止等のための見守りができる体制づくりとそのネットワーク形成を図ります。

#### ⑥ 高齢者の社会参加の促進

地域における高齢者の生きがい創出や健康づくりをより推進するため、老人クラブ活動の活性化を図るとともに、生涯学習や生涯スポーツを推進します。また、自らの経験と知識を社会に活かすことができるよう、高齢者事業団や町内会活動、職場などでその能力を発揮できる体制づくりを一層促進します。

住み慣れた地域で長く暮らし続けるため、住民が互いに助け合う仕組みづくりを進めます。このため、高齢者がいきいきと暮らすための地域の活動の場として、町内各地域において「ふれあいサロン」の取組を促進するとともに、社会の一員として活躍できるよう体制整備を進めます。

## 4 障がい者福祉の充実

### (1) 現況と課題

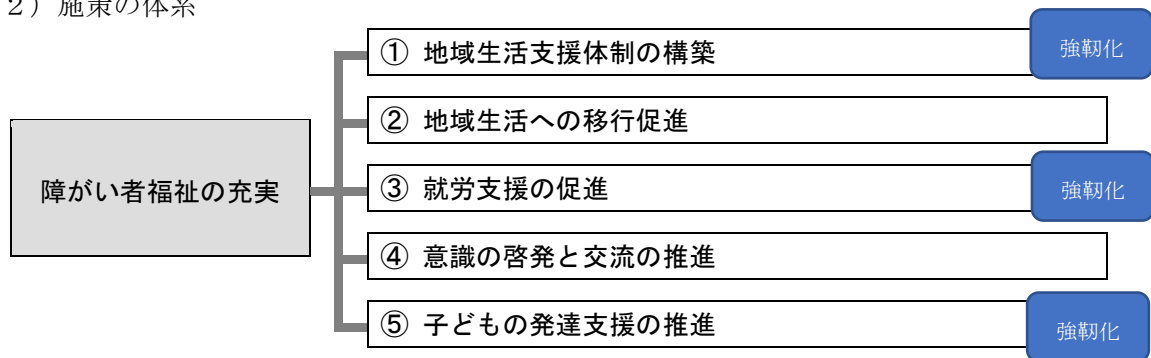
障がいのある人とない人が共に生活し、活動できるノーマライゼーションの理念に基づいたまちづくりが求められています。

障がいのある人が、サービスの選択を自ら行えるように、情報提供や相談支援、適切なサービス提供などについて一層の充実を図る必要があります。

また、障がいのある人の地域生活への移行を推進するために、居宅サービスの充実はもとより、相談支援体制の強化や受け皿としての住居整備が必要となっています。

当町では、障がい者等の相談支援体制の充実を図るため、広域（檜山南部）相談支援事業所の整備に向け取り組んでいるところです。また、障害関係の専門支援機関との連携や、認定こども園内に発達支援センターを開設（併設）し、早期療育や苦手が軽度の困り感からの療育を始めることができる体制を整備しています。

### (2) 施策の体系



### (3) 主要施策

#### ① 地域生活支援体制の構築

障がいのある人やその家族が、障がいの程度、生活環境に応じて必要なサービスを受けることができるよう、障がい福祉サービスや地域生活支援事業の充実に努めます。また、公営住宅のバリアフリー化をはじめ、障がいの程度に応じて住宅改修を行うとともに、住み慣れた地域で暮らしていくために支援する仕組みの整備を推進します。

#### ② 地域生活への移行促進

本人の意向を尊重して、施設や病院などから地域生活へ速やかに移行できるよう、グループホームやケアホームなどの関係施設と連携を図り、計画的な移行支援の取組を推進します。

#### ③ 就労支援の促進

一人ひとりの意欲や能力、適性に応じて働くことができるよう、福祉施設における就労移行の支援を促進します。また、町民や企業等に対し、障がい者雇用の啓発に努めるとともに、就労促進を図るための相談体制や斡旋活動を充実させ、他分野における雇用に促進します。

#### ④ 意識の啓発と交流の推進

障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、ノーマライゼーションの理念の普及を図るとともに、地域での交流の場づくりや機会の拡充を図り、障がいのある人に対する正しい認識や理解を深めていく取組を推進します。

#### ⑤ 子どもの発達支援の推進

子どもの発達の遅れなどに対する必要な療育や適切な支援を行うため、子ども発達支援センターでの療育事業のほか、母子保健及び子育て支援等の関係機関と連携を図り、乳幼児期からの支援の充実に努めます。

## 5 健康づくりの推進

### (1) 現況と課題

健やかで活動的に暮らすことのできる地域づくりが必要となっています。当町では、保健福祉センターを核として、各種健康診査や健康教室、健康相談などを通じて、町民の健康増進に取り組んでいます。

さらに、町民一人ひとりが健康の重要性を認識し、各種検診を積極的に受診することはもとより、町民が身近なところで楽しく運動できる環境づくりや食生活の指導を充実していくことが重要です。

当町では、成人保健事業において、生活習慣病・がん等の早期発見のため、早朝・休日に集団健診を実施するなど受診しやすい体制を整え、集団健診のほか、国保病院で受ける個別健診も実施しています。また、腫瘍マーカー検査やピロリ菌検査、骨粗しょう症検診などをオプションで受けられるよう検査内容の充実を図っています。健診事後は結果説明会により個別に保健指導を行い、生活習慣病の予防や重症化予防に取り組み、適切な医療受診や運動教室の参加など継続支援へつなげています。地区組織や団体への健康に関する講話や料理教室、運動等の健康教育や健康相談も随時開催しています。食生活改善協議会の活動支援も継続しています。

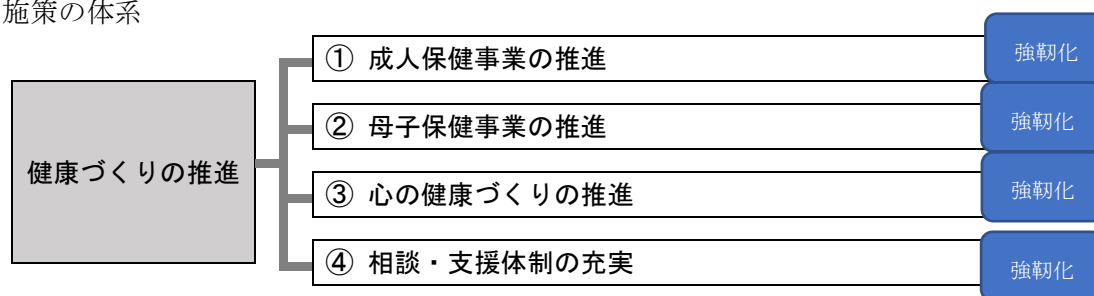
母子保健事業では、妊産婦健診や予防接種助成のほか、妊娠を希望する夫婦への不妊治療助成を実施しています。また、妊娠期から面談や電話などで体調や心配事などを相談できる体制を整えています。出産後も訪問や乳幼児健診等、母子事業・子育て支援事業をとおして孤立しない子育てを支援しています。必要時には、こども園や学校教育機関など関係機関と情報を共有しながら、母子支援につなげています。若年からの健康的な生活習慣や正しい知識を身に付けるため、小・中学生を対象としたがん教育の実施も行っています。中学2年生を対象に、ピロリ菌検査を実施することで将来の胃がん発症リスクを減らし、早期発見・早期除菌を行っています。

心の健康づくりの推進では、厚沢部町自殺対策予防計画を策定し、相談体制や生きがいくくり事業の充実をおこないました。関係機関と連携を図りながら、訪問や教室参加を促し、支援を行いました。

一方、今後の課題として、各種健診の受診率向上対策や妊娠・出産から子育ての切れ目のない支援を充実させることが必要になっています。

また、新型コロナウイルス感染症など、新しい感染症や疫病に迅速に対応し、各種予防接種の接種体制の確保など町民の健康な暮らしと安心を守るための体制づくりも必要になります。

## (2) 施策の体系



## (3) 主要施策

### ① 成人保健事業の推進

生活習慣病予防に向け、各種検診の受診促進を図るとともに健康教室や健康相談等において個人の状況に応じた支援に努めます。また、町民が主体性を持って、食生活の改善や運動・身体活動の習慣化等に取り組めるよう、食生活改善協議会の活動支援や情報提供並びに広報啓発を推進するとともに未受診者の受診を促します。

### ② 母子保健事業の推進

母子の健康確保を図るため、妊産婦健診や乳幼児健診等の健診事業の充実や町民のニーズに応じた母子保健事業の実施に努めます。また、妊婦のための支援給付金の支給等による経済的支援を行うとともに、子育てにおける育児不安・ストレスを軽減するため、子育て支援事業などと連携してきめ細かな支援に努めながら安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進します。

### ③ 心の健康づくりの推進

心の病気（うつ病等）の早期発見・早期治療のため心の病気に関する普及啓発を推進するとともに、自殺予防等の精神保健相談の充実を図ります。

### ④ 相談・支援体制の充実

保健福祉センターを核に町民が健康に関する相談や指導を気軽に受けられる体制の充実に努めるとともに、保健、福祉、医療の各分野が連携し、個別の生活習慣や健診データを基にした指導の充実や訪問指導の強化等に努めます。

また、新たな感染症や疫病等にいち早く対応できるよう情報収集を行い、住民に誤った情報が広まらないよう正確かつ迅速な情報提供に努めます。

## 6 地域医療の充実

### (1) 現況と課題

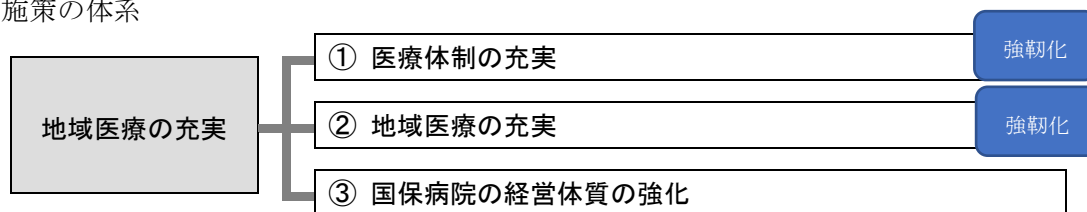
地域医療確保の中心的施設である町国保病院は昭和 61 年度に全面改築を行ったが、老朽化による建物や器械設備等の更新が課題となっています。

町国保病院の診療科目は一般的な内科、外科、眼科に限られており、多くは隣接する道立江差病院や函館市等の医療機関に依存している現状にあります。経営強化の取り組みにより、持続可能な地域医療提供体制を確保する必要があり、令和 6 年 3 月に「厚沢部町国民健康保険病院経営強化プラン」を策定しました。

また、安定的な医師の確保、医療体制の整備、他の医療機関との連携も課題であるが、令和 2 年 10 月に発足した南檜山メディカルネットワークに参加し、圏域内における医療連携を推進しています。

重複受診等による医療費の増も課題であり、削減に向けて町保健師等による保健指導や啓蒙活動を実施しています。

### (2) 施策の体系



### (3) 主要施策

#### ① 医療体制の充実

医師、医療技術者、看護師等の安定的な確保・充実を図るとともに、必要に応じた医療機器の整備、計画的な建物設備の改修及び更新を行います。また、国保病院において、24 時間体制での第一次救急の対応をすべく体制の充実を図るとともに、南檜山圏域において、病院群輪番制参加病院による休日当番制を確保し、休日や夜間の救急医療体制の充実に努めます。

#### ② 地域医療の充実

医療スタッフの充実を図るとともに地域の保健や医療、福祉のネットワーク及び南檜山メディカルネットワークを通じた圏域内における業務連携の強化に努めます。

#### ③ 国保病院の経営体質の強化

良質な医療の提供により、入院・外来収益の増収を図るとともに、「南檜山圏域の医療を確保するための行動方針」に基づく病床数の見直しや固定経費にかかる経費削減などの経営改革を進め、より一層の経営の健全化を目指します。

## 第2章 町の貴重な資源である人づくりの充実

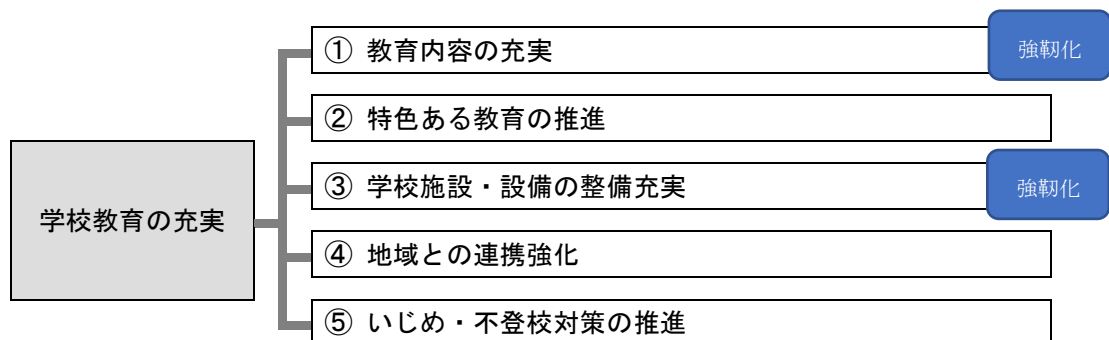
### 1 学校教育の充実

#### (1) 現況と課題

当町には、小学校が2校、中学校が1校ありますが、近年、町の人口減や出生率の低下などにより児童生徒数は徐々に減少しており、環境に左右されないコンパクトで効果的なくみづくりが急がれます。当町では、ICT教育環境の整備を積極的に進め、子どもたちの興味・関心を高める授業の工夫に努めております。今後も、地域の自然や文化、人材を活用した特色ある教育を推進し、学校教育の質的向上と優れた人材育成に努めてまいります。そのため、現在進めているのが、9年間を見通した教育課程の編成と、数年後の義務教育学校開校を目指した小中一貫教育の仕組みづくりです。

一方、全国的な状況として、いじめ、不登校、少年犯罪などが社会問題として大きく取り上げられています。学校と家庭、地域社会との連携をより緊密にしていくことが求められており、今後もこうした取組を継続し、教育環境の一層の充実に努めていく必要があります。

#### (2) 施策の体系



#### (3) 主要施策

##### ① 教育内容の充実

ICT機器を日常の道具として活用した自由進捗学習や探究学習をはじめ、ALTによる外国語や国際理解教育の充実など、国際社会の変化に適応した教育を推進するとともに、地域や少人数指導の特徴を生かしたへき地・複式教育の充実に努めます。

また、教職員の資質や実践力の向上に向けた研修機会の充実に取り組みます。そして、義務教育9年間を見通した教育課程の編成を行い、校種間の段差のない円滑な接続と、系統性のある教育環境の整備に努めます。

さらに、子どもたちに道德教育を实践し、ボランティア活動や他者への思いやりの心を育てる取組を進めます。

##### ② 特色ある教育の推進

郷土の歴史・伝統文化や、農林業等をはじめとする様々な産業に触れる機会の拡充と土橋自然観察教育林(レクの森)、太鼓山、厚沢部川など、ふるさとの豊かな自然環境や人材を生

かした体験学習や環境教育、ボランティア活動などを通じた高齢者とのふれあいなど、当町の特性を生かした特色ある教育を推進します。

③ 学校施設・設備の整備充実

老朽化に対応した学校施設・設備の計画的な改修・改築を図るとともに、教職員の快適な住環境の確保・改善に努めます。また、情報化社会への適応力を育成するため、ICT 機器の適切な更新を進め、情報教育の一層の充実を図ります。

④ 地域との連携強化

学校、家庭、地域社会が連携協力して児童生徒を育てる体制の充実に努め、地域と学校が目標を共有する「連携・協働」を目指します。そして、地域と学校が相互パートナーとして連携・協働し、幅広く地域住民とのつながりを深め、自立した地域社会基盤の構築と活性化を図る学校を核とした地域づくりを推進します。

⑤ いじめ・不登校対策の推進

いじめ、不登校の早期発見と迅速な対応に努めるとともに、関係機関との連携を図り、児童生徒・保護者に対してのきめ細かな支援や相談の充実を図ります。

## 2 青少年の健全育成

### (1) 現況と課題

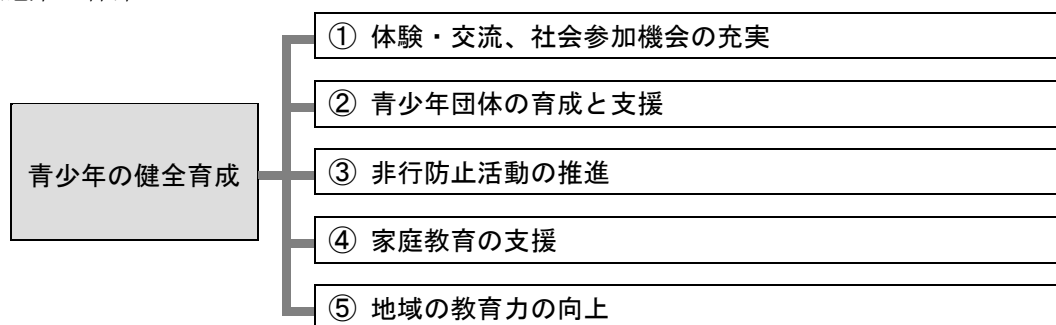
当町では、町の特色を活かした事業（釣り体験・食育）や地域の指導者から学ぶ事業（茶道・陶芸）を実施しています。

事業への参加にあたって、参加しやすくなるような工夫を凝らしています（かるた大会など地域を越えてチーム編成しやすいよう、練習場所を提供するなどを実施）。

また、地域の教育力の向上への取組を実施しています（食育について、食改の協力のもと実施しているが、食改の自主性を向上させるため、事前研修及び事後研修をおこなった）。

今後の課題として地域の人材の発掘・把握・育成が挙げられます。

### (2) 施策の体系



親子釣り大会

### (3) 主要施策

#### ① 体験・交流、社会参加機会の充実

「あっさぶ少年少女体験塾」の継続的開催と積極的な参加を推進します。また、青少年交流事業や子どもカルタ大会、創造の翼(小中学生修学旅行)、少年の主張などへの参画を推進し、交流や体験を通して、青少年の心身の健全な育成を図ります。

さらに、ボランティア活動や福祉活動、文化、スポーツ、伝統行事の継承活動などを幅広く体験する機会の拡充と積極的な参加を推進します。

#### ② 青少年団体の育成と支援

スポーツ少年団などの青少年団体の育成と活動支援に努めます。また、地域の多様な人材を発掘し、指導者として活用するとともに、資質の向上を図ります。

#### ③ 非行防止活動の推進

地域、学校、警察などとの連携を強化して、巡回パトロールなどを推進し、健全な社会環境づくりや非行の防止に努めます。

#### ④ 家庭教育の支援

家庭は教育の出発点であり、子どもの育ちに最も大きな影響を与える場所であることから、子どもと保護者が心ふれあうひとときを持つきっかけをつくるため、親子参加型事業やブックスタート事業の機会充実に努めます。また、健全な食生活形成の基礎となる「食育」の推進や「早寝早起き朝ごはん」運動を展開し、子どもたちの生活リズムの向上に取り組みます。

#### ⑤ 地域の教育力の向上

町内会連絡協議会など、既存の組織や団体を巻き込みながら“地域全体で子どもたちを健全に育てていこう”という意識の醸成を図ります。また、地域での育成活動として、地域ぐるみのあいさつ運動や見守り、声かけ活動などの取組を推進します。

### 3 豊かな学習環境づくり

#### (1) 現況と課題

当町では、社会教育施設としては図書館・郷土資料館と総合体育館があります。これらの施設は市街地や学校に近いこと、一体化された施設であることから、厚沢部町の生涯学習活動やスポーツの拠点となっています。

また、町民向けの各種講座については、地域課題の解決やそれぞれの年齢層にあわせた内容の講座を開催しています。今後は講座内容を精査し、有効性と効率性を高める工夫が必要です。

学習情報の提供については、町 HP や広報誌を活用して周知を行っています。

また、ただ英語を教える英語教師ではなく、子どもたちに世界の多様性を導く「ダイバーシティインストラクター」を配置する等、多言語、多文化理解を推進し、国際交流機会を創出しています。

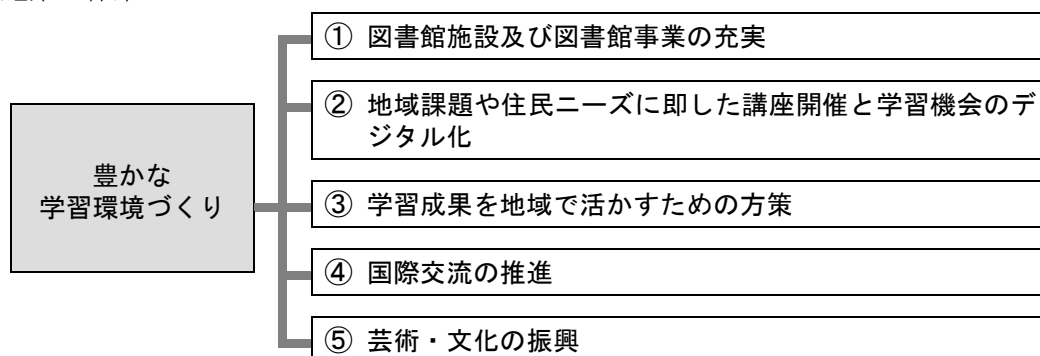
芸術・文化活動は、文化協会加盟団体を中心に活動が行われていますが、高齢化や人口減少による活動の停滞がみられます。

また、デジタル社会の進展に伴い、蔵書検索のオンライン化、電子書籍の導入、郷土資料のデジタルアーカイブ化等の、図書館サービスの DX (デジタルトランスフォーメーション) が必要です。

各種講座についても、参加者の利便性向上や遠隔地住民の学習機会確保のため、オンライン配信やハイブリッド開催にて行う必要があります。

さらに、課題解決のためのデジタルスキル習得講座 (リカレント教育) の充実が必要です。

#### (2) 施策の体系





町民文化祭

### (3) 主要施策

#### ① 図書館施設及び図書館事業の充実

図書を探しやすい、読みたい本に出会える図書館を目指し、引き続き蔵書整理を進め収納図書数の適正化を図ります。

図書館の地域課題解決支援機能拡大のため、地域課題解決に必要な蔵書の選定やレファレンスサービスの充実に努めます。また、北海道立図書館などとの相互貸借システムの周知に努め、町民が必要な図書を手にできるよう、サービスの向上を図ります。

子ども読書活動を推進するため、主催事業として読み聞かせ会の実施やブックスタート事業を継続的に実施します。図書館ボランティアとの連携を強め、学習ニーズに応じた学習機会を提供するとともに、ボランティアが独自の活動を実施できるよう支援します。

#### ② 地域課題や住民ニーズに即した講座開催と学習機会のデジタル化

地域課題や各年齢層の発達段階に応じた講座内容となるよう、開講数を限定しながら内容の濃い講座を開講します。特に高齢者が、知識・技術・経験等を生かし、学校や地域において活躍できるよう、重点的に学習機会を提供します。

デジタルデバイド（情報格差）の解消に向け、高齢者や初心者を対象としたスマートフォン・タブレット活用講座等を開催します。デジタル技術を活用して生活の質を向上させ、地域社会との繋がりを維持できるよう支援します。

働く世代や遠隔地住民の学習機会確保のため、講座のオンライン配信やオンデマンド視聴環境を整備します。

リカレント教育の充実を図り、デジタル社会で求められるスキル習得の機会を提供します。動画編集、SNS活用、テレワーク技術等の実践的な講座を開催し、地域での起業や副業、関

係人口創出にも寄与する人材育成を進めます。

講座の様子や成果を動画配信サイト等で発信し、学習成果の見える化と町の魅力発信を推進します。

#### ③ 学習成果を地域で活かすための方策

学習成果や個人の能力を地域で効率よく活かすために、「人財・スキルバンク」を設置し、様々なニーズに応じて適切な人材派遣ができるよう体制の整備に努めます。特に町内小中学校や地域学校協働本部と密接な連携体制を構築し、学校、家庭、地域が連携して教育を行うことのできる体制を整備します。

#### ④ 国際交流の推進

外国人観光客や働き手として日本社会で生活する外国人が増加していることから、異文化理解に対する学習機会や国際交流機会の提供を進めます。

友好交流協定を締結している台湾・花蓮県・寿豊郷や小学生・保育園留学を活用した国際交流を推進します。

#### ⑤ 芸術・文化の振興

心豊かなまちづくりを進めるため、住民の主体的な文化活動を促進する発表の場や機会を提供するとともに、芸術鑑賞機会の充実を図ります。

町民文化祭の自主運営体制を確立し、町民主体の文化芸術発表の場となるよう取組を進めます。児童生徒芸術鑑賞会や文化講演会の継続的開催に努め、町民が質の高い芸術・文化に触れる機会の拡充に努めます。

文化協会をはじめ、芸術・文化団体の育成に努めるとともに、これらの団体や個人の芸術・文化活動の支援や成果発表機会の充実を図ります。

## 4 スポーツ振興

### (1) 現況と課題

当町のスポーツ施設は、総合体育館のほか、野球グラウンド2面、パークゴルフ場1カ所、スキー場とプール施設があります。このほかに、学校体育館夜間開放事業により、町内小中学校をスポーツ施設として活用しています。

町民の生涯スポーツ振興のため、スポーツ教室や講習会、各種主催大会を実施しています。また、厚沢部町スポーツ協会、厚沢部町スポーツ少年団が組織されており、町内のスポーツ振興のための各種活動が実践されています。

体育施設の利用者は極端な減少が無いもののプール利用者が減少傾向にあります。スポーツに親しみ、運動習慣の確立を図るために、体育施設を利用したイベント事業や運動教室の開催により施設利用者の増加を図る必要があります。

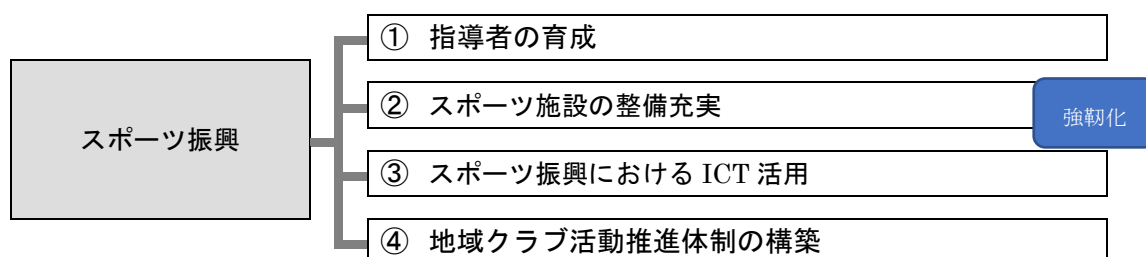
指導者育成については、各種研修への参加を促し、指導力の向上を図る必要があります。

スポーツ少年団は、全体の登録者数は横ばいですが、種目について大きな差があります。登録者数の少ない種目について、スポーツ少年団を脱退せざるを得ない状況になりかねないため、多様な種目を経験できる機会を設ける必要があります。

施設予約や利用案内のデジタル化が遅れており、利便性向上のためのオンライン予約システムの導入が必要です。

国の方針により、中学校の休日部活動の地域展開が段階的に進められています。教員の働き方を是正し、少子化の中でも生徒が多様なスポーツ・文化芸術活動に継続して親しめる機会を確保することが必要です。当町の中学校においても、少子化の影響により部活動の維持が困難な種目が生じており、生徒の選択肢が限定される状況や専門外の部活動指導による負担の増大が課題となっています。地域展開にあたっては指導者の確保と育成、中学校体育連盟主催大会への参加における費用負担や引率・送迎体制の確立が必要となります。

### (2) 施策の体系



### (3) 主要施策

#### ① 指導者の育成

スポーツ団体の維持や効果的なスポーツ活動実践のため、指導者の育成を進めます。スポーツ少年団指導員やスポーツ推進委員の技能向上のため、各種研修会への参加機会を提供します。また、近隣町との情報交流や連携により、指導力向上の取組を進めます。

#### ② スポーツ施設の整備充実

既存施設の有効活用を図るため、修繕や改修を進めます。施設の不足については学校体育館の活用などにより補完し、町内のどこでも町民がスポーツに親しめるよう努めます。

#### ③ スポーツ振興における ICT 活用

体育施設の予約・利用状況確認をオンラインで行えるシステムの導入を検討し、利用者の利便性向上を図ります。また、施設利用データを分析し、利用促進策の立案に活用します。

オンライン会議システムを活用し、遠隔地の指導者による講習会や、他地域とのスポーツ交流を推進します。

#### ④ 地域クラブ活動推進体制の構築

部活動の地域移行を計画的に進めるため、「厚沢部町部活動地域展開体制整備検討委員会」を設置し、地域クラブ活動の運営方針、活動内容、費用負担、指導者確保等について協議します。

学校施設開放事業を活用し、地域クラブの学校体育館・校庭の優先利用ができるようにします。文化芸術系活動には学校施設に加え、図書館等の社会教育・文化施設を活用します。

近隣町村との広域連携を積極的に推進し、合同チーム編成や指導者の相互派遣を実施します。

競技志向だけでなく、レクリエーション活動の一環として、生徒が目的に応じて活動を選択できる環境を整備します。

## 5 歴史と自然を活かしたまちづくり

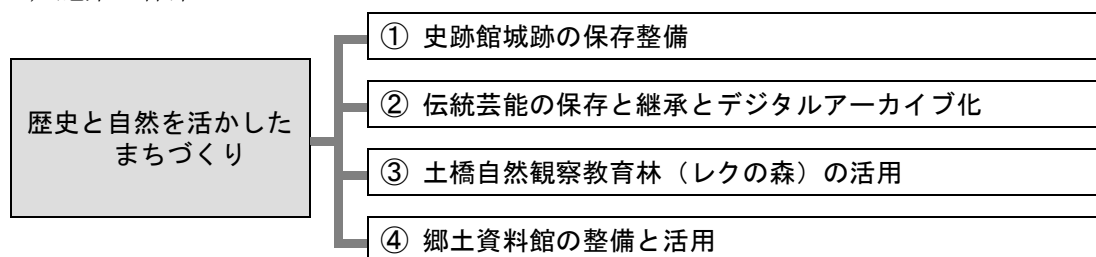
### (1) 現況と課題

当町には国指定の史跡松前氏城跡館城跡、天然記念物鶉川ゴヨウマツ自生北限地帯、町指定の無形文化財である土橋鹿子舞、上俄虫鹿子舞、安野呂鹿子舞、当路鹿子舞、目名権現獅子舞があります。また、自然環境に関する拠点として土橋自然観察教育林（レクの森）があります。さらにこれらの文化財や歴史の学習施設として、厚沢部町郷土資料館や森林展示館が設置されています。

史跡や資料館、展示館については、歴史的意義を理解しやすくする整備や老朽化への対応が必要です。無形文化財については、後継者の育成による保存や他団体との交流による活性化が求められます。土橋自然観察教育林（レクの森）については、自然環境について学ぶ教育観光資源として活用する必要があります。

史跡や郷土資料、伝統芸能等の文化財について、デジタル技術を活用した保存・継承・情報発信が必要です。AR（拡張現実）・VR（仮想現実）技術による史跡の再現、郷土資料のデジタルアーカイブ化、伝統芸能の映像記録とオンライン配信等により、文化財の価値を広く発信し、観光・教育資源として活用する必要があります。

### (2) 施策の体系



鹿子舞

### (3) 主要施策

#### ① 史跡館城跡の保存整備

令和6年度に策定した保存整備基本計画改訂版にもとづき遺構の復元、サイン類・ガイダンス施設の設置、環境整備などを進めていきます。

スマートフォンアプリを活用したAR・VRシステムによる情報発信を導入し、史跡を訪れた際に画面越しに往時の建物や風景を重ね合わせて見ることができる体験を提供します。また、VR映像により自宅や学校からでも史跡を疑似体験できるコンテンツを制作し、Web上で公開します。

保存整備事業の実施に際しては、住民向け説明会や町HP・広報誌、SNS等を活用して情報公開します。整備の進捗状況をライブカメラで配信するなど、リアルタイムでの情報共有を図ります。整備後の活用方法については、ワークショップを開催し、地域住民が主体的に関わることでできるよう配慮します。

#### ② 伝統芸能の保存と継承とデジタルアーカイブ化

町指定文化財である鹿子舞の保存と後継者育成の取組を進めます。厚沢部町鹿子舞交流協議会の活動や鹿子舞保存団体間の交流、活動継続に必要な助成や各種情報提供、町内外での活動等の支援に努めます。

鹿子舞をはじめとする伝統芸能の演舞をデジタルアーカイブとして保存し、後継者育成のための教材として活用するとともに、Web上で公開し町内外への情報発信を強化します。遠隔地に住む町出身者や観光客に対し、厚沢部の伝統文化を身近に感じてもらう機会を創出します。

#### ③ 土橋自然観察教育林（レクの森）の活用

土橋自然観察教育林（レクの森）の貴重な自然環境を生涯学習の場と位置付け、檜山振興局林務課等と連携の上、活用に努めます。

#### ④ 郷土資料館の整備と活用

郷土資料の散逸を防ぐため、資料の収集を積極的に進めます。既存資料の活用のため、町内小中学校への資料貸し出しや企画展示を進めます。また、近隣町村と連携した企画展示や講座の開催に努めます。

収蔵資料のデジタルアーカイブ化を推進し、高精細画像データとして記録・保存します。デジタルデータはジャパンサーチ等のプラットフォームを活用し、誰でも閲覧・検索できる環境を整備します。学校の調べ学習や研究者の利用、町出身者の郷土理解促進に活用します。

郷土史に関する講座や講演会をオンライン配信し、町外在住の研究者との交流を促進します。

## 6 生涯学習の推進

### (1) 現況と課題

当町では第2期総合戦略において「個性あふれ誰もが生涯活躍できるまち」というスローガンを掲げ、生涯学習、生涯スポーツの振興を通じて、全世代が元気で活力に満ちた暮らしができるまちづくりを目指しています。

生涯学習分野においては図書館のハード、ソフト両面の充実や社会教育委員、文化財保護委員などによる情報交流を促進しています。

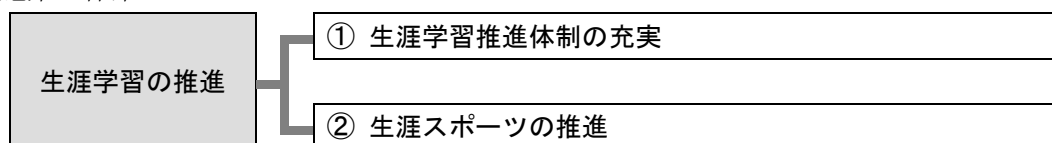
生涯スポーツ分野においては、健康維持を目的としたスポーツ教室の開催や各種スポーツ団体の活動の支援を行っています。

デジタル社会の進展により、生涯学習のあり方も大きく変化しています。オンライン学習の普及、デジタル技術を活用した学習支援、情報発信の多様化等に対応し、誰もが時間や場所の制約なく学べる環境の整備が必要です。

一方で、高齢者を中心としたデジタルデバインド（情報格差）の解消も重要な課題です。デジタル技術を活用して生活の質を向上させるとともに、デジタル技術を使わない人も取り残されない包摂的な生涯学習体制の構築が必要です。

また、生涯学習・スポーツ活動で得られた成果や地域の魅力を、SNS等のデジタルツールを活用して積極的に発信し、関係人口の創出や移住促進にも寄与することが期待されます。

### (2) 施策の体系



### (3) 主要施策

#### ① 生涯学習推進体制の充実

生涯学習推進の中核となる専門的職員の配置と能力向上に努めます。未配置の社会教育主事及び図書館司書については、当町の生涯学習を進める上で重要な役割を持つことから、有資格者の配置に努めます。

社会教育委員や文化財保護委員、スポーツ推進委員は当町の生涯学習行政の企画・立案・実施などの役割を担うことから、各種研修や情報交流機会を提供します。特にICTを活用した生涯学習推進に関する研修機会を確保し、デジタル社会に対応した施策立案能力の向上を図ります。

生涯学習情報の一元的な発信体制を構築します。町HP、公式SNS、スマートフォンアプリ等を活用し、講座・イベント情報、施設予約等をワンストップで提供できる仕組みを構築します。

オンライン学習コンテンツのアーカイブを構築し、過去の講座や文化行事の記録を町民がいつでも視聴できる環境を整備します。

#### ② 生涯スポーツの推進

町民のスポーツに親しむ意識を高めるとともに、あらゆる年齢層がスポーツに親しみ、適

切な運動習慣を確立できるよう、主催大会の開催や町民ニーズにあったスポーツ教室や講座の開催を行います。

人口減少や少子高齢化の影響によるスポーツ団体やスポーツ活動の衰退を防ぐため、既存のスポーツ種目の枠にとらわれない事業や大会の開催形態を検討します。特に少年スポーツについては厚沢部町単独では活動を維持できなくなる恐れもあることから、他町との連携を強め、スポーツ活動の停滞を起こさないよう取り組みます。

保健福祉や医療等の関係機関と連携し、健康づくりのためのスポーツ教室や講座の開催に努めます。

### 第3章 足腰が強くイノベーションが起こせる産業の育成

#### 1 農業の振興

##### (1) 現況と課題

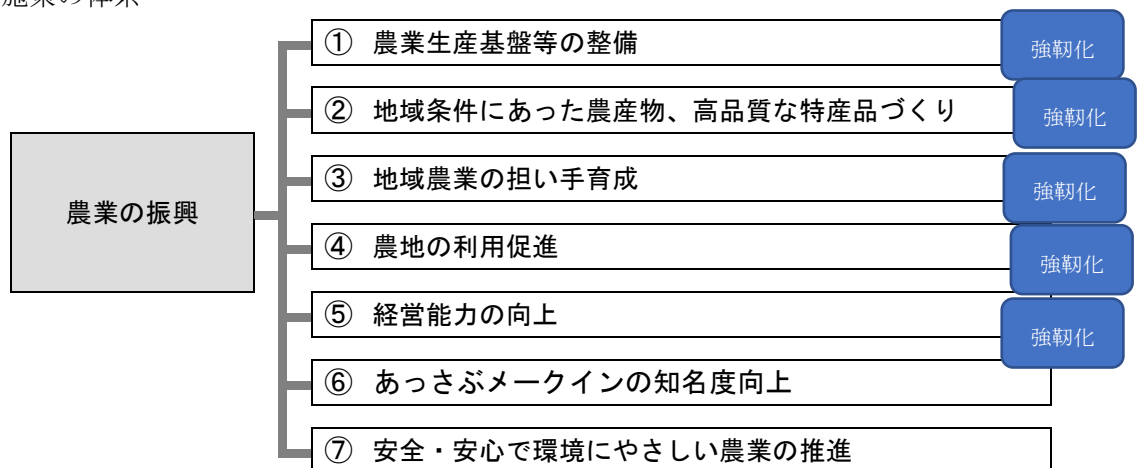
当町の農業を取り巻く環境は、農業従事者の減少や高齢化が急速に進展する中、国際情勢の不安定化による資材等の生産コストの高騰や気候変動による作物生産の不安定化、需要に応じた生産・供給体制の構築が求められるなど依然として厳しい状況にあります。一方、消費者の食の安心・安全志向や地球温暖化対策に対応した農業など、新たな取組も求められています。

当町の農業形態は、水稻、馬鈴薯、豆類、南瓜、小麦に加え、ハウスアスパラガスやブロッコリーなど、多様な形態が展開されています。なかでも、発祥の地であるメイクインについては、「あっさぶメイクイン」として地域団体商標に登録され、地域ブランドとして保護するとともに販売促進に取り組んでいます。

将来に向けて、当町の農業が持続的に発展していくためには、意欲ある担い手農家に対し農地の集積・集約化を図り、高品質で安心・安全な農産物を安定的に消費者に供給していくことが重要であり、このため、生産性と収益性が高く安定的な農業経営体を育成することが必要です。加えて環境負荷低減に資する農業の取組みも求められています。

そのために、スマート農業技術の導入推進や生産基盤整備の推進、後継者・新規就農対策、有害鳥獣対策、労働力確保、農地集積・集約の促進による荒廃農地化予防及び作業の効率化、所得向上の取組（補助事業の活用による経営コストの削減等）、農業生産工程管理（GAP）、みどり認定等の取組を通して、農業者、関係団体、行政が共通の認識を持って課題解決に努め、消費者が求める地域特産物を生産していく必要があります。

##### (2) 施策の体系



### (3) 主要施策

#### ① 農業生産基盤等の整備

国・道の補助事業を積極的に活用するとともに、小規模土地基盤整備事業や地力増進対策事業、農道整備事業等の町単独補助事業の充実を図り、農業生産基盤整備の効果的・効率的な実施に努めます。また、拡大傾向にある鳥獣被害に対応するため、ハンターへの支援及び育成、罨免許取得者の増加、電気牧柵等侵入防止対策の拡充に努めるとともに、更なる鳥獣害対策の検討を行っていきます。

#### ② 地域条件にあった農産物、高品質な特産品づくり

農業活性化センターでは、農業改良普及センターと連携し、農業技術の研究開発や土壌分析・診断、農業情報の収集と、提供のほか厚沢部町の地域条件に合った新規作物の導入により、特色ある農業の展開を図り、農業の安定的・持続的振興に努めていきます。また、緑肥・堆肥の適正施用や輪作体系の維持を図り、高品質な農産物の生産を推進します。

#### ③ 地域農業の担い手育成

後継就農者や新規就農希望者の技術面、経済面での支援充実を図るとともに、地域の営農を中心的に担い、意欲的に農業経営の改善に取り組む認定農業者の確保に努め、その取組を支援します。また、地域協業組織の組織化、数戸による法人化を検討・推進し、農業者の労働負担の軽減と担い手の育成確保を図るとともに、スマート農業技術の導入による農作業の効率化や省力化の取り組みや農作業受託組織である（有）厚沢部町農業振興公社の体制強化に努め、担い手農家の労働環境の改善を図ります。

#### ④ 農地の利用促進

農業委員による農地パトロールと連携して、耕作放棄地発生防止に努めるとともに、農地の流動化を促進し、認定農業者をはじめ、協業組織、農業生産法人等の意欲ある農業者へ農地の面的集積を推進し、農地の有効活用を図ります。

また、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用した共同取組活動を推進し、農地や水路などの地域資源の適切な保全管理や質的向上に努めていきます。

#### ⑤ 経営能力の向上

農産物の生産に加え、農業事業者としての意識のもと、経営能力の向上や経営の合理化に積極的に取り組むよう支援します。また、厳しい市場競争や貿易自由化の潮流の中では、今までにない新たな発想での取組が必要となることから、スマート農業技術の導入による作業の効率化・生産性の向上等、農業領域での先進的な事例等に加え、他の業界での経営のあり方を学び実践していくよう研究や交流を推進します。

#### ⑥ あっさぶメイクインの知名度向上

地域団体商標に登録された「あっさぶメイクイン」について、農業者へメイクイン発祥の地としての誇りを醸成し、メイクインの安定生産を促進します。また、全国への知名度向上のため、ふるさと納税制度や物産展等への出展、SNS等における情報発信を強化します。

#### ⑦ 安全・安心で環境にやさしい農業の推進

農産物に対する消費者の安全・安心志向の高まりへの対応や環境負荷を低減し持続可能な農業の実現に向けて、減（無）農薬・減化学肥料、有機栽培など、安全で環境に配慮した農業を推進し、消費者が求め、消費者に選択される農産物の供給を目指します。



あっさぶメーカーイン



GPS 導入トラクター

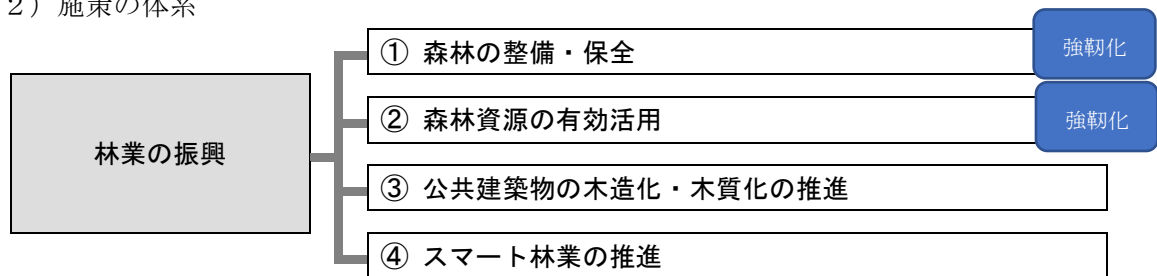
## 2 林業の振興

### (1) 現況と課題

当町の素材生産量は、檜山管内全体の2割程度を占めており、チップの生産も行われています。近年、地球温暖化防止対策の観点などから、森林に対するニーズがますます高まっています。また、森林は、木材生産以外に土地保全や水源かん養、保健休養など、多目的な機能を有していることから、将来にわたって保全・育成していく必要があります。

このため、適正な森林整備と路網などの基盤整備、林業・木材産業の育成、皆伐後の確実な再造林、民有林の適正な管理の推進、担い手の確保などを図り、各種補助事業や森林環境譲与税を活用し、林業の振興に努めていく必要があります。

### (2) 施策の体系



### (3) 主要施策

#### ① 森林の整備・保全

町有林については、除間伐、枝打ち、下刈り等の撫育管理事業を推進するとともに、間伐材需要に対応するため適宜路線の整備を図ります。民有林については、「厚沢部町森林整備計画」及び「森林経営計画」に基づいた森林整備に対する積極的な支援により地域林業の振興を図り、持続可能な森林経営を推進します。また、森林のもつ多面的機能や効果について住民の理解を深めるとともに、違法伐採の防止の啓発・普及を行い、環境保全を図ります。

#### ② 森林資源の有効活用

木質バイオマス資源の有効活用は、温暖化の防止だけでなく、地産地消・木材の循環利用に大きく寄与することから、製材端材や林地残材など、未利用の木質バイオマス資源の有効活用を推進します。また、Jクレジット制度による町有林での森林由来クレジットの創出等について検証を進めていきます。

#### ③ 公共建築物の木造化・木質化の推進

木材利用の促進は、林業の再生や森林の適正な整備、地球温暖化の防止に貢献することから木材の積極的な利用を検討し、公共建築物の木造化・木質化を推進します。

#### ④ スマート林業の推進

森林整備に携わる人材の不足が懸念されるなか、新たな技術導入により省力化や効率化を実現し、限られた労働力で森林の管理・整備が図られるよう、スマート林業技術の導入を推進します。

### 3 商工業の振興

#### (1) 現況と課題

##### ① 商業

当町の商業は、人口減少や近隣自治体のショッピングセンターへの流出による地元消費の減退により、一層厳しい状況にあります。商店の規模も零細・小規模なものが大半となっており、後継者の不足などで、店舗数の減少や空き店舗が増えるなどの傾向がみられます。

しかし、地域に密着した商業は、日常生活の利便性や地域の活性化に欠くことのできないものであり、より一層商業の振興に努めていく必要があります。

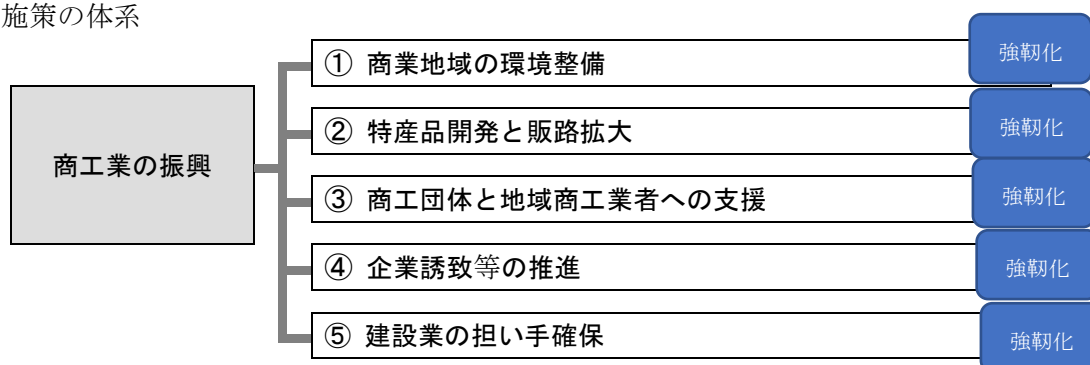
##### ② 工業

当町は、立地企業数が少なく、食料品製造や木材・木製品製造などの工場が若干立地している程度で雇用力が小さいため、労働力は町外へ流出しています。

景気悪化が長期化する中で、既存企業の経営は厳しさを増していますが、事業者、商工会、行政が一体となって経営体質や経営基盤の強化に努めていく必要があります。

また、今後も引き続き、農業や林業など、業種を超えた連携を図り当町の特性を活かした優良企業の誘致に取り組んでいく必要があります。

#### (2) 施策の体系



本格焼酎「喜多里」

### (3) 主要施策

#### ① 商業地域の環境整備

商店街周辺の環境整備を進め、快適な買物空間の創出を図るとともに、高齢者をはじめ地域住民のニーズに対応する地域に密着した商品・サービスの向上を図るため、関係機関と連携し、商業活動の活性化を推進します。

#### ② 特産品開発と販路拡大

当町の農林業や観光業などとの連携により、特産品の開発や商品ブランドの育成、販売力の強化、PR活動の積極的な展開及び市場の開拓等に対する支援に努めます。具体的には、さつまいもを原料に用いた加工品（お菓子やスイーツ等）づくり等、販路獲得も並行しながら、特産品開発を進めていきます。

#### ③ 商工団体と地域商工業者への支援

商工会や林産協同組合への体制支援を行い、商店や林産工業の体質強化に努めます。また、商工会と連携して小規模な商店への購買力強化や商工業者に必要な経営改善・技術の高度化や設備投資に対する国や道等の補助金導入支援や融資制度の情報提供に努めるとともに、運転資金の利子補給や町独自の支援を実施することにより、経営の安定化及び担い手の確保に向けた取組を検討します。

また、災害時における経済活動の継続を確保するため、企業に対する専門家の派遣や事業継続計画の策定を促進するとともに、町と商工会が共同で事業継続力強化計画の策定に努めます。

#### ④ 企業誘致等の推進

関係機関との連携のもと、地域の特性を最大限活かすことができる企業や道の駅出店企業、福祉事業、IT関連事業等の誘致を積極的に推進します。

また、リスク分散を重視した企業立地等を促進するため、町内全域の高速通信環境の整備を図り、町有施設の有効利用等により企業及び個人起業者の誘致につなげます。

#### ⑤ 建設業の担い手確保

減少する建設業就業者及び技能労働者について、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策等を着実に進めていくために、若年層を中心とした担い手確保対策に取り組めます。

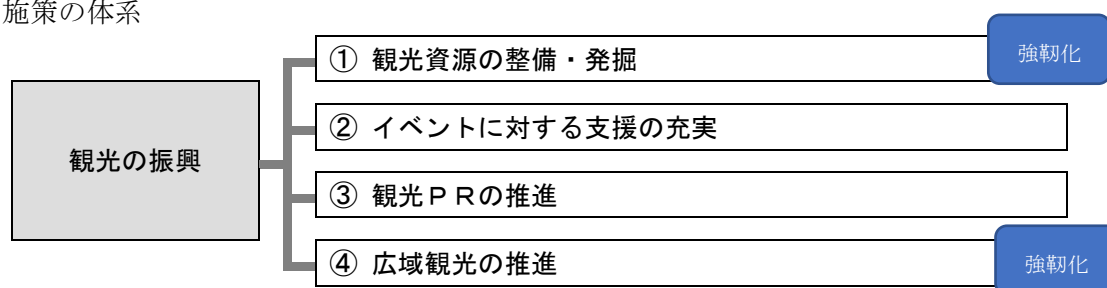
## 4 観光の振興

### (1) 現況と課題

当町の観光資源には、道の駅「あっさぶ」や「土橋自然観察教育林（レクの森）」、オートキャンプ場「ハチャムの森」、館城跡、うずら温泉などがあります。このほか、「館城跡まつり」や「あっさぶふるさと夏まつり」、「うずら綱引き祭」などの各種イベントを実施し、毎年多くの集客を図っています。

観光は、地域のイメージアップにつながるとともに、地域産業の活性化や交流人口の増大など、地域の活性化に寄与することから、道の駅あっさぶ等既存観光資源の整備充実、イベントに対する支援の充実、観光振興団体への補助など、今後も観光振興に努めていく必要があります。

### (2) 施策の体系



### (3) 主要施策

#### ① 観光資源の整備・発掘

道の駅あっさぶ等既存観光資源の整備・充実、史跡や伝統芸能・行事等を観光資源として積極的に活用するとともに観光人材やボランティア育成支援を進め、受入態勢の整備に努めます。また、農林業と商工業の連携を促し地域の特性を活かした観光商品の企画・開発を図り、観光産業の育成に努めます。

#### ② イベントに対する支援の充実

「館城跡まつり」や「あっさぶふるさと夏まつり」、「うずら綱引き祭」など、観光イベントに対する支援に努め、集客向上を図ります。

#### ③ 観光PRの推進

観光パンフレットやホームページの充実、SNSを通じたイベント情報配信など、多様な手段を用いた観光PR活動の強化を推進します。

#### ④ 広域観光の推進

渡島・檜山管内市町、管内交通事業者と連携して広域的な観光ルートづくりや観光物産展の開催、北海道新幹線木古内駅等を拠点とした観光PR等の誘客のための宣伝活動を推進し、観光入込者の拡大を図ります。

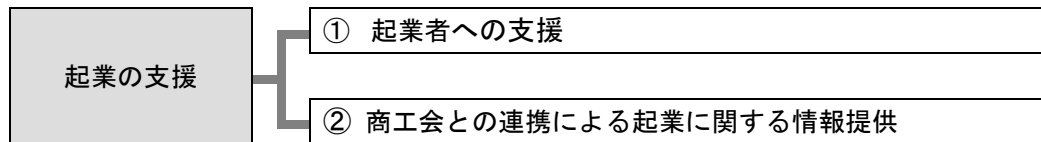
## 5 起業の支援

### (1) 現況と課題

現在、地域課題解決型の起業や社会貢献を目指した起業が注目を集めています。こうした起業への資金調達についてもクラウドファンディングなどの新しいしくみが整い始めており、スモールビジネスに追い風が吹いている状況といえます。

当町においても、地域特性を活かした起業を支援するための施策に取り組んでいきます。

### (2) 施策の体系



### (3) 主要施策

#### ① 起業家への支援

町内において新たに起業する人に対し、事業活動に要する資金需要にこたえるため、地域おこし協力隊制度等を用いて一定期間、一定額の助成を行います。

#### ② 商工会との連携による起業に関する情報提供

店舗の情報や経営支援に関する情報などを、商工会と連携して起業を検討する人に提供します。

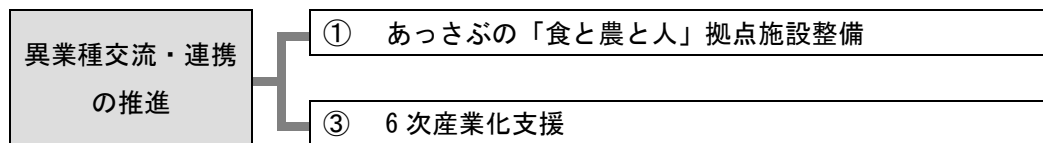
## 6 異業種交流・連携の推進

### (1) 現況と課題

企業経営をめぐる環境変化は激しさを増しています。環境変化に対応した事業活動に取り組むには、一企業、一事業者だけの自助努力だけでは十分ではない状況が生じています。こうした環境変化への対応として、他企業との連携や異業種交流によって新たな付加価値を生み出す取組が有効と考えられます。

当町においても、企業のこうした取組について積極的に支援し、企業活動を側面から支え、地域経済の基盤を守っていく必要があります。

### (2) 施策の体系



### (3) 主要施策

#### ① あっさぶの「食と農と人」拠点施設整備

あっさぶの「食と農と人」拠点施設を整備し、町内の事業者による出品を促し、町内外からの集客、消費によって経済活動を活発にします。

#### ② 6次産業化支援

農産物、加工施設、商業施設などの当町の資源を有機的に活用し、6次産業化に取り組む個人や団体、企業に対して、国や道の支援情報を提供し、特産品の開発による当町の認知度向上と経済の活性化を目指します。

## 第4章「住みたい」「戻りたい」「関わりたい」と思えるような魅力の構築・発信

### 1 適正な土地利用の推進

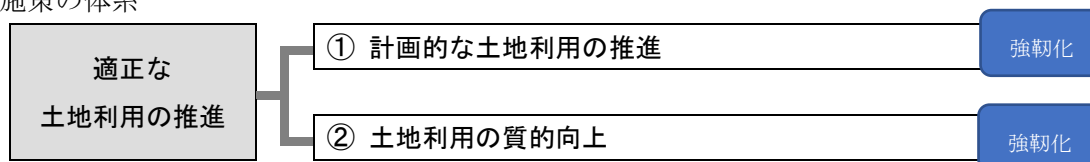
#### (1) 現況と課題

当町の地目別の土地利用状況をみると、山林が約8割超を占め圧倒的に多く、次いで農地約1割、原野約4%となっており、町域面積の約97%を森林と農地、原野が占めています。

土地利用においては、都市的土地利用と自然的土地利用を調和させた計画のもとに適正な利用を推進する必要があります。

また、手入れの行き届かない人工林の針広混交林化や、一時転用された残土置き場を利用後確実に林地に戻すことなど、自然や環境保全、景観に配慮した土地利用の質的向上にも努めていく必要があります。

#### (2) 施策の体系



#### (3) 主要施策

##### ① 計画的な土地利用の推進

豊かな自然環境の保全と災害の未然防止に留意しつつ良好な生活環境を確保し、均衡ある発展を目指した総合的、計画的な土地利用を推進します。農地については、地域計画に基づく担い手への農地の集積・集約化を図るとともに、条件の良くない農地については荒廃化防止を目的として粗放的管理や林地化を図る等適正な土地利用に努めます。

##### ② 土地利用の質的向上

町域の約8割を占める森林の持つ多目的機能を維持・向上させ、地域の安全性の向上を優先的に図るため、総合的な治山・治水事業を推進するとともに、道路、公園等の社会資本の整備充実を行い、自然環境に配慮しつつ快適かつ健康的な生活を支える土地利用を図ります。

## 2 快適な住環境の整備

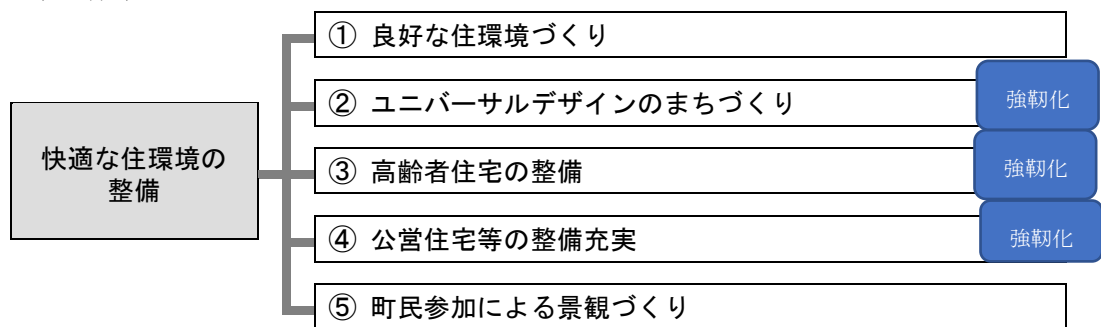
### (1) 現況と課題

近年の家族構成の変化やライフスタイルの多様化などに伴い、住宅に対する人々のニーズは多様化しており、若年世帯や在宅介護などのニーズに対応した住宅の供給など、多様な住宅の供給が求められています。

一方、当町では持ち家の促進と定住化を図るため、宅地分譲を行っているほか、町内に住宅を建設、または購入する人で、要件に適合した人には奨励金を交付しています。

町営住宅については、空き家の整備等を進めており、今後も継続して維持修繕、機能更新を図るとともに、住宅整備や季節の香りとうるおいのある景観形成を含め、総合的に質の高い居住環境づくりを推進していく必要があります。

### (2) 施策の体系



### (3) 主要施策

#### ① 良好な住環境づくり

住環境の向上を図るため、計画的な土地利用を進めるとともに、道路、下水道などの社会資本の整備充実や宅地分譲のPR強化に努めます。また、「素敵な過疎のまちづくり基本条例」に基づいて、“自然環境と共生したまち”や“自然環境と調和した住まい”の実現を目指し、これにふさわしい環境整備や体制づくりを推進します。

#### ② ユニバーサルデザインのまちづくり

道路や公共施設、民間の集客施設などにおいて、バリアフリー化や多様な人々の利用に配慮したユニバーサルデザインを念頭においた整備を図ります。

#### ③ 高齢者住宅の整備

高齢者が住み慣れた地域で、安心してできるだけ長く暮らすことができるよう、バリアフリー仕様で緊急通報装置なども設置した、サービス付高齢者住宅等の整備支援を図ります。

#### ④ 公営住宅等の整備充実

「公営住宅ストック総合計画」及び「公営住宅等長寿命化計画」に基づき既存町営住宅の空き家整備や維持修繕を計画的に進め、良質な住宅ストックの形成と長寿命化を図ります。また、公営住宅の新築については、町民等のニーズなどを踏まえながら適宜検討を進めます。

なお、『移住者の獲得』において住環境の整備は大きな要素となります。公営住宅の整備のほか民間資本を活用した借上型町営住宅等新たな手法での整備、空き家の改修支援等を検討し、住環境の整備充実に努めます。

#### ⑤ 町民参加による景観づくり

景観は、町民や事業者、行政のすべてが関わる共有財産であるという観点から、優れた景観形成を行うためには、町民参加による景観づくりが望まれます。このため、町民の景観に対する意識高揚を図るとともに、地域住民による「花いっぱい運動」や環境美化活動など、町民の自主的な取組を支援し、町民と行政の協働による景観形成を推進します。

### 3 道路・交通網の充実

#### (1) 現況と課題

当町の交通網は、国道 227 号（函館～江差）が東西に横断し、これを軸として道道 6 路線、町道 195 路線、その他農道、林道で構成されています。

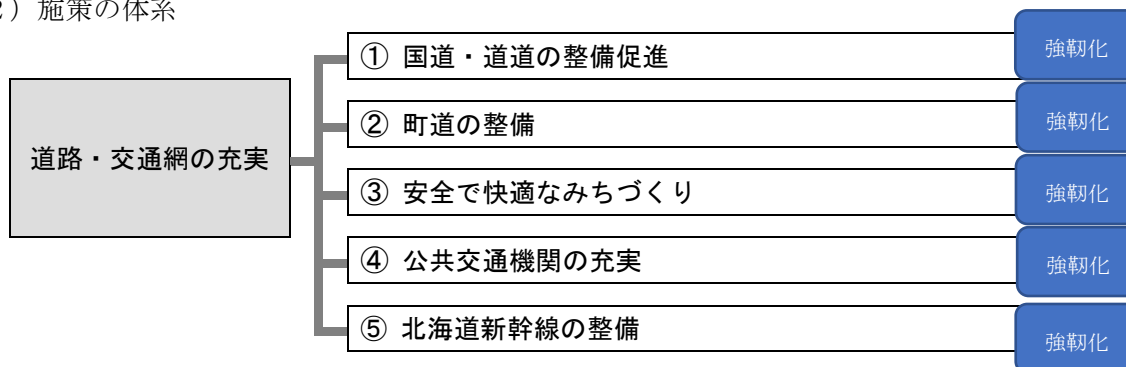
国道については中山トンネルの事業完了、道道については乙部厚沢部線歩道整備（新町赤沼地区）の事業完了、町道については橋梁の長寿命化工事事業を実施してきました。一方、道道八雲厚沢部線(上里、稲見)の未改良区間の線形改良は実施できませんでした。

今後は、財政難や人口減等に見合ったインフラ整備、特に高度経済成長期に建設された道路施設については維持・更新期を迎え費用は膨大となることが予想されます。また、大規模災害に備えた社会インフラの整備も必要となります。

当町の公共交通機関については、民間の函館バスが地域間幹線系統バスと生活維持路線バスを運行していましたが、利用率低下により、現在は、地域間幹線系統バスのみの運行となっています。これに対応するため、交通空白地有償運送や江差高校通学向けバスの運行開始に加え、高校通学者への定期券補助を実施し、交通弱者の解消に取り組んでいます。運行経費への補助金に特別交付税が充てられていることから維持・存続されています。

今後も町民ニーズ調査などを行いながら、当町の特性に適合した次世代型交通サービスのあり方について検討していく必要があります。

#### (2) 施策の体系



### (3) 主要施策

#### ① 国道・道道の整備促進

主要幹線道路である国道 227 号の中山トンネル竣工に伴い、今後は適正な維持管理等を国に要請します。

道道については、八雲厚沢部線の未改良部分の早期整備について道に要請します。

#### ② 町道の整備

町道については、主要部分の整備は行き届いており、今後はきめ細かな住民ニーズの把握と維持補修に努めます。また、道路メンテナンスに伴う橋梁等の道路施設の補修工事等を促進します。

#### ③ 安全で快適なみちづくり

冬期間における通行の安全を確保するため、除雪体制の充実を図ります。また、交通安全施設及び道路照明などの維持管理や整備充実を図り、安全で快適なみちの確保に努めます。

#### ④ 公共交通機関の充実

民間路線バスの利便性向上による利用の促進を図り、その維持・存続に努めるとともに、厚沢部町地域公共交通計画を策定し、従来の公共交通サービスに加え、自家用有償旅客運送やスクールバス等、地域の多様な輸送資源を総動員し、地域住民の生活圏における移動ニーズにきめ細かく対応できる厚沢部町地域交通サービスを継続して実施します。

#### ⑤ 北海道新幹線の整備

分散型の国土形成のための基軸となる交通ネットワークであり、大規模災害における陸路での高速輸送に不可欠な新幹線の札幌までの開業が可能な限り早期に実現できるよう関係機関と連携し推進します。

## 4 上・下水道の整備

### (1) 現況と課題

水道施設については、施設の老朽化への対応、災害時への対応、水質管理の充実などに努め、安全でおいしい水を安定的に供給できる体制を維持していく必要があります。

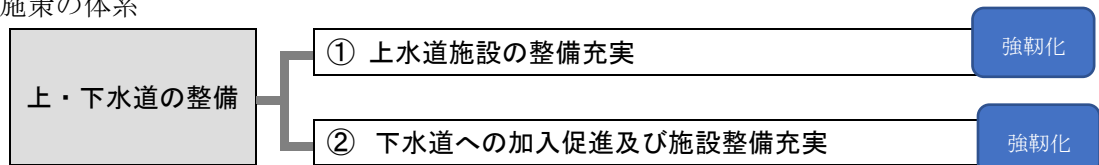
一方、排水処理は、農業集落排水事業による集合処理と合併処理浄化槽による個別処理が行われています。個別処理については、集合型対象外地域において、合併処理浄化槽設置整備事業により、浄化槽整備を進めています。

今後も、安全で快適な生活環境と豊かな水環境を次世代に継承するため、これらの事業を推進していく必要があります。

当町では、簡水施設整備の更新事業の実施や厚沢部地区、赤沼地区の集排施設の機能強化事業の実施に力を入れてきました。一方、供用区域内の下水道への接続推進が不十分でした。

今後は、安全で快適な生活環境と豊かな水環境を次世代に継承するため、人口の減少による収入の減少を見据えた運営、施設の老朽化に伴う設備投資の財源確保、集排区域内の加入促進による収入の確保などを推進していく必要があります。

### (2) 施策の体系



### (3) 主要施策

#### ① 上水道施設の整備充実

災害発生時などに断水戸数が最小限になるよう、配水管網の計画的な更新を進めています。また、安定的に良質な水を供給するため、施設の適正な維持管理と水源地周辺の環境保全に努めます。

#### ② 下水道への加入促進及び施設整備充実

集合型処理区域において、農業集落排水への加入促進と施設の維持管理に努め、施設の機能強化を計画的に行い、生活環境の改善と公共用水域の水質保全に努めます。その他の区域については、合併処理浄化槽設置のための補助を継続するとともに、設置促進のための啓発・PRの強化に努めます。

## 5 情報通信体制の充実

### (1) 現況と課題

情報通信技術の急速な進展は、経済分野だけにとどまらず、町民生活や教育、あるいは労働環境などの社会における様々な側面で大きな影響を与えています。

当町では、町の主要施設にパソコンを配置し、情報の共有化や、光ファイバー網の整備による町内全域における超高速・大容量通信を実現しています。

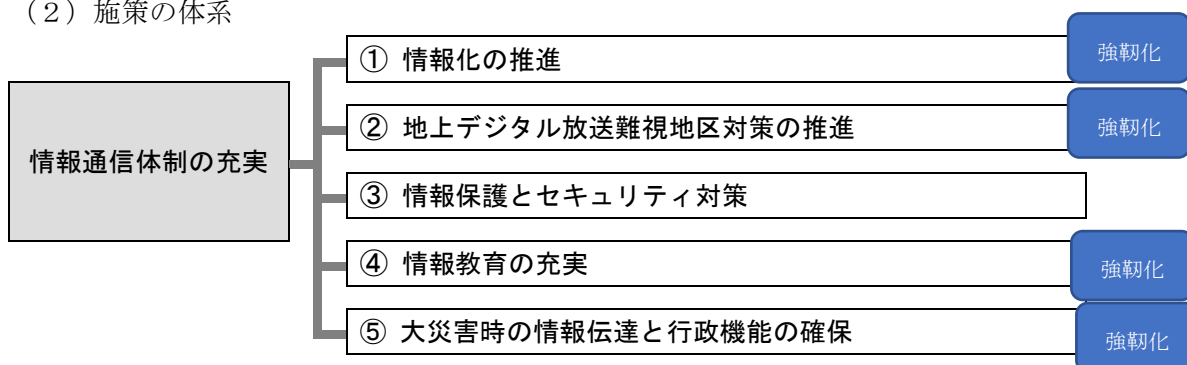
また、町ホームページにおける移住・長期滞在の情報提供システムの整備や学校教育における、GIGAスクール構想による児童・生徒1人1台のタブレット端末を活用した授業など、様々な分野での情報システムの導入を進めています。

さらに、庁舎ネットワーク環境の整備にも力を入れ、各担当において必要な情報システムを導入し、行政ニーズに対応してきました。個人情報保護については、個人情報取扱業務WEBシステムを導入し適切に運用する基盤を整えています。

今後も、インターネットを活用した行政情報をいつでも、どこでも、誰でも閲覧・入手できる環境づくりをさらに進めるとともに、町民が容易に利用できる情報システムの整備を図り、町民間の情報格差の解消に努める必要があります。

また、情報通信技術の負の側面にも対応するため、年齢などによる情報格差の是正や個人情報保護、情報セキュリティ対策、情報担当部署の設置に向けた検討、庁内ネットワークの強靱化についても取り組んでいく必要があります。

### (2) 施策の体系



### (3) 主要施策

#### ① 情報化の推進

多様化する行政ニーズを的確にとらえ、行政事務のさらなる効率化を進めるため、行政の情報化をより一層推進するとともに、生活や福祉、生涯学習等暮らしに密接な分野における情報システムの構築を図ります。なお、情報化の推進にあたっては、町民の間で情報格差が生じないように、情報基盤の整備充実に努めます。また、児童生徒へは災害を想定した避難訓練を実施するとともに、保護者も含め町や各学校による安全対策を進めます。

#### ② 地上デジタル放送難視地区対策の推進

デジタル難視地区において、デジタル放送視聴のために必要な対策と整備を推進し難視地区の解消を図ります。

#### ③ 情報保護とセキュリティ対策

個人情報保護をはじめとする情報セキュリティ対策を講じ、安心して情報の相互活用ができるような環境づくりを推進します。また、情報保護に万全を期すため、個人情報などを扱う事業者に対し、情報管理の徹底を要請します。

#### ⑦ 情報教育の充実

高度情報社会に対応した人材の育成や町民の情報を活用する知識や能力の向上を図るため、学校や生涯学習の場において、情報教育の充実に努めるとともに、情報モラルを高める啓発を進めます。

#### ⑧ 大災害時の情報伝達と行政機能の確保

大災害時における情報伝達と行政機能を確保するため、バックアップに必要な環境整備など必要な取組を推進します。

I T機器や情報通信ネットワークの被災に備え、I T部門の業務継続計画(I T-BCP)の策定や情報基盤の整備など必要な取組を促進します。



デジタル無線

## 6 移住・交流の推進

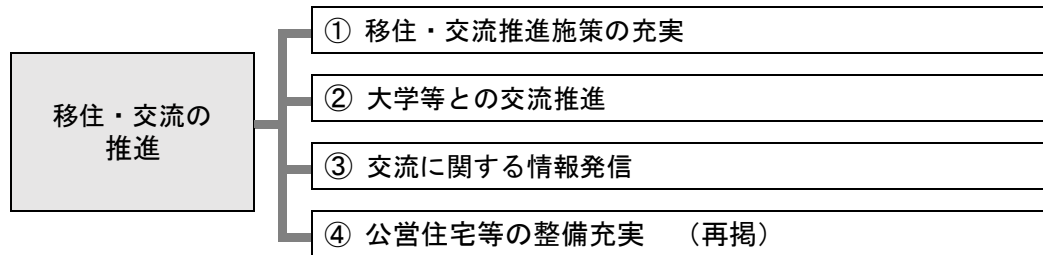
### (1) 現況と課題

当町では、「素敵な過疎のまちづくり」をテーマに様々な事業に取り組み、移住・交流の促進に努めています。短期滞在型「ちょっと暮らし事業」は、官民連携により当町への移住や二地域居住地として考えている人に、試験的に短期間居住してもらうものです。また、滞在型教育観光の構築を図るため、複数の大学の学生が来町し、各大学の特徴を活かした取組を進めていることに加え、令和4年度から本格的に実施している「保育園留学」により関係人口の拡大を図っています。

移住交流専用ホームページやSNS等を活用し、当町の魅力や移住・交流などイベントの情報発信を町外・道外に広くPRし、認知度向上に努め、移住・交流による滞在人口の拡大につなげています。

今後もこうした移住・交流施策を継続し、地域の活性化を図るため、受皿となる住環境の整備を進めていく必要があります。

### (2) 施策の体系



ちょっと暮らし住宅

### (3) 主要施策

#### ① 移住・交流推進施策の充実

「ちょっと暮らし事業」について、本事業のPRを強化するとともに、移住・交流者の多様なニーズに応える受入態勢の充実を図り、移住・交流人口の拡大を図ります。また、移住・交流推進に向けた研究セミナーの開催や、受け入れのための研修会などを開催し、魅力ある受入態勢の確保に努めます。

さらに、「保育園留学」や「小学生留学」により、都市部の子育て世帯を積極的に受け入れ、保育園等に通いながら都会では体験することのできない農作業などの体験を提供するとともに、地域住民との交流・ふれあいを育み、移住と繋がるようPRに努めます。

#### ② 大学等との交流推進

大学等の総合的学習「アウトキャンパススタディ」の継続に努め、ホームステイや体験学習、イベントなどを通して、学生と地域住民の交流を深めます。その中で学生・住民・行政参加型のワークショップなどを開催し、地域再生などについてのアイデア提供や意見交換を行い、今後のまちづくりに活かしていきます。

#### ③ 交流に関する情報発信

移住交流専用ホームページ等を活用して、当町の魅力や移住・交流情報などを町外・道外に広くPRして、当町の認知度の向上を図り、移住・交流による滞留人口の拡大につなげていきます。

#### ④ 公営住宅等の整備充実

「公営住宅ストック総合計画」及び「公営住宅等長寿命化計画」に基づき既存町営住宅の空き家整備や維持修繕を計画的に進め、良質な住宅ストックの形成と長寿命化を図ります。また、公営住宅の新築については、町民等のニーズなどを踏まえながら適宜検討を進めます。

なお、『移住者の獲得』において住環境の整備は大きな要素となります。公営住宅の整備のほか民間資本を活用した借上型町営住宅等新たな手法での整備、空き家の改修支援等を検討し、住環境の整備充実に努めます。

## 第5章 町民が安心して安全に暮らし続ける町の実現

### 1 防災体制の充実

#### (1) 現況と課題

近年の当町における災害の発生状況は、大規模地震の発生はないものの、台風や集中豪雨によって、建物や農地、農林業施設等に被害が生じています。

こうした中、町では地域防災計画を策定し、必要に応じて適宜見直しながら、これを基本に町の総合的な災害対策を進めています。

大規模な災害に対しては行政の及ぶ範囲に限界があり、被害を最小限に抑えるためには、地域での自主的な活動が大きな力となることから、日頃から地域での助け合いや協力体制を構築しておくことが重要です。

また、高齢者や障がいのある人など、災害時要援護者に対する地域ぐるみでの避難誘導や安全対策の充実も大きな課題の一つとなっています。

今後も、人口減に伴い、高齢化率が高くなる事が予想されるため、消防団含め防災組織が地域と密接な関係を維持し、町民一人ひとりの防災意識の高揚と防災知識の普及を図り、防災体制の強化・充実を図っていく必要があります。

#### (2) 施策の体系



### (3) 主要施策

#### ① 危機管理体制の整備

当町における総合的な災害対策の指針となる「厚沢部町地域防災計画」の定期的な見直しと内容の充実を図り、本計画に基づきながら総合的な防災対策を推進します。また、職員一人ひとりの防災意識を高め、災害時等における危機管理力の強化を図るとともに、関係機関等との広域的な相互応援体制の更なる強化に努めます。

さらに、災害時の避難情報等が迅速かつ正確に各世帯に伝達されるよう配信体制の充実を図ります。

#### ② 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備

災害に強いまちづくりを目指し、避難所等防災拠点となる建築物や水道、通信施設等のライフラインの耐震化・長寿命化を図ります。また、災害対策用非常食並びに各種応急資機材等の備蓄に努めるとともに、総合給食センターの食材等備蓄物を支援物資として活用する等の取組を進めます。

#### ③ 町民の防災意識の啓発

防災マップの作成や配布、町民参加の防災訓練の実施、避難場所や避難路等の周知を図るとともに、町民の防災意識の高揚に努めます。また、町内在住外国人への啓発と迅速な避難誘導のため英語を基本とした複数言語での避難場所等の周知方法を検討します。

地域の防災力の向上を図るため、防災関係機関と連携し自主防災組織の育成・支援に努めるとともに、自主防災資機材の整備等を推進します。また、地域での防災訓練やハザードマップなどによる啓発・情報提供を充実し、「自分の命は自分で守る」という自助意識の定着化等、防災・減災意識の高揚を図ります。

#### ④ 自主防災組織の育成支援

町内会などを中心とした自主防災組織の育成を推進するとともに、災害時に有効に機能するよう組織の充実を図るための指導・支援を図ります。また、自主防災組織による地域ぐるみの避難誘導體制の確立や、災害時ボランティアの育成及び支援を推進します。

#### ⑤ 災害時要援護者対策の推進

災害発生時において、高齢者や障がいのある人、病弱者等、援護を必要とする人を的確に避難誘導するため、災害時要援護者避難支援プランに基づき、関係者で共有し、要援護者への的確な対応に努めます。

#### ⑥ 迅速かつ的確な避難誘導

災害発生時において、町民の安全・迅速かつ円滑な避難を誘導し、人的被害の発生を防止するため、「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」の作成を図ります。

避難場所等未設置施設へのAEDの設置を進め住民に対して使用方法の講習会実施や災害避難用具の準備確保の啓発を進めるとともに、災害時における救援物資の確保・保管について検討します。

#### ⑨ 関係機関の情報共有化

災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため北海道防災情報システムの効果的な運用及び、令和8年度より運用を開始する防災情報配信システムの有効活用により情報提供体制を強化します。

災害対策に必要な監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する各種システムについて、一層の効果的な運用に向け、観測態勢の充実を推進します。

災害時における行政機関の通信回線を確保するため、総合行政ネットワークの停電時対策等通信手段の多重化を促進します。

#### ⑩ 自衛隊体制の維持・拡充

町内外の大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、北海道など関係機関が連携した取組を推進します。

#### ⑪ 電力基盤等の整備

災害時も含めた電力の安定供給を確保するため非常時にも対応可能な設備の導入・普及に努めるとともに電源の多様化・分散化を促進します。

電力需要の安定に関する取組を着実に実施するとともに、災害発生時において、停電の発生や復旧の目途などの情報を迅速に把握し、町民等へ発信するため、国・道や電気事業者との連携強化を図ります。

#### ⑫ 石油燃料供給の確保

石油供給関連事業者と結ばれている協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、情報共有や連携を促進します。

#### ⑬ 災害時における多様な交通手段の活用

大規模災害にガソリン不足や交通渋滞の発生等により、災害時に利用可能な多様な交通手段の活用や被害状況の早期把握手法のあり方等について検討します。

#### ⑭ 企業の業務継続体制の強化

自然災害による被害防止や縮小、強靱な地域づくりのため、建築物等の耐震化促進等の事前防災に努めるとともに、地域防災計画の見直しを行い、防災施設の整備や災害危険箇所等を把握し、防災・減災対策事業を促進します。また、災害時における経済活動の継続を確保するため、企業に対する専門家の派遣や事業継続計画の策定を促進するとともに、町と商工会が共同で事業継続力強化計画の策定に努めます。

#### ⑮ 仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保

仮設住宅用地等の供するものの所有者不明土地に関して、国・道の動向を踏まえながら、円滑な収用手続き等を検討します。また、住家の被害認定調査等の業務を円滑に推進します。

#### ⑯ 災害対応に不可欠な建設業との連携

自然災害の発生により、障害物の除去や道路交通の確保及び河川の氾濫防止など迅速な対応が必要となることから、専門的な技術を有し地域事業にも精通する建設業との連携を強化します。

さらに、減少する建設業就業者及び技能労働者について、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策等を着実に進めていくために、若年層を中心とした担い手確保対策に取り組めます。

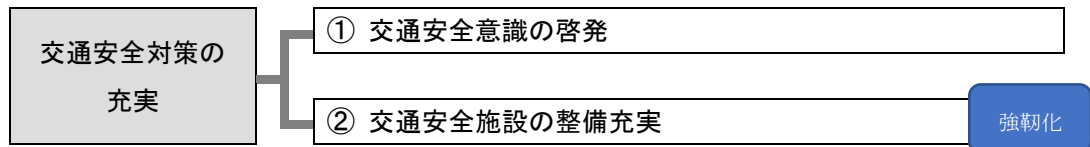
## 2 交通安全対策の充実

### (1) 現況と課題

当町では、春や秋の全国交通安全運動期間中において、町交通安全運動推進委員会などによるドライバーや新入学児童への交通安全の呼びかけ、人と旗の波作戦などを行っています。

今後も交通安全運動推進委員会や関係団体との連携を強化し、交通安全啓発活動や交通安全教育などにより、町民の安全意識の高揚を図る必要があります。

### (2) 施策の体系



### (3) 主要施策

#### ① 交通安全意識の啓発

交通安全運動推進委員会など、関係機関・団体と連携し、様々な機会を通じて、ドライバーや高齢者、小学生、幼児などに対する啓発活動や交通安全教育の推進や、新入学児童へ自転車用ヘルメットを贈呈し、交通安全対策及び意識高揚を図ります。

#### ② 交通安全施設の整備充実

危険箇所の点検・調査を行いながら、道路標識やガードレール、カーブミラー、街灯などの交通安全施設の整備を計画的に進めます。また、危険箇所への歩道の設置など、安全で快適な道路環境づくりを推進します。



交通安全運動

### 3 防犯体制の充実

#### (1) 現況と課題

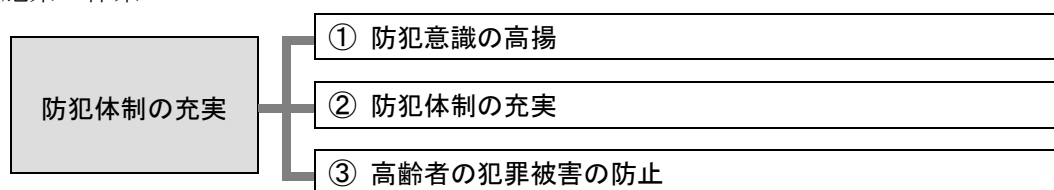
当町では、町内会連絡協議会による“青色回転灯装備車”による防犯パトロールの実施など、防犯パトロール体制の強化に努めています。

また、振り込め詐欺や不法侵入の防犯意識を高めるため、ビデオ上映などによる体験実践型防犯教室を開催し、犯罪の予防と被害の未然防止に努めています。

さらに、防犯街路灯の増設などにより、町民の安全を図っています。

今後も、これら防犯対策の充実を図るとともに、「厚沢部町安全で安心なまちづくり条例」の指針などを踏まえ、町民、地域、関係機関、行政が一体となって、安全・安心なまちづくりを推進していく必要があります。

#### (2) 施策の体系



#### (3) 主要施策

##### ① 防犯意識の高揚

町広報紙やパンフレットなどを活用した広報啓発をはじめ、防犯教育の推進や犯罪情報の提供などにより、町民の防犯意識のさらなる高揚を図ります。

##### ② 防犯体制の充実

町内会連絡協議会による「防犯パトロール」の強化を図ります。また、通学路等に防犯カメラを設置し、地域の防犯体制強化や防犯街路灯の増設などにより、犯罪の生じにくい環境づくりに努めます。

##### ③ 高齢者の犯罪被害の防止

高齢者をねらった犯罪防止対策として、福祉委員などによる高齢者宅へのふれあい訪問や声かけ、老人クラブ活動を利用した注意喚起の実施、防犯教室の開催など、防犯対策の充実を図ります。

## 4 消防・救急体制の充実

### (1) 現況と課題

近年の当町における出火件数は少ないものの、町域の8割を山林が占めることや高齢者のみ世帯が多いなど、火災拡大の危険性があることから、火災予防体制の一層の充実に努める必要があります。

当町の救急搬送の約75%が60歳以上であり、函館市内の専門的な病院での治療も増加すると思われます。救急搬送は200件をベースに毎年8%程度の増減を繰り返しており、今後も同様に推移すると思われます。

当町の常備消防は1署、2分遣所を設置し、消防団については、3分団から構成されており、相互に連携しながら消防活動を行っています。

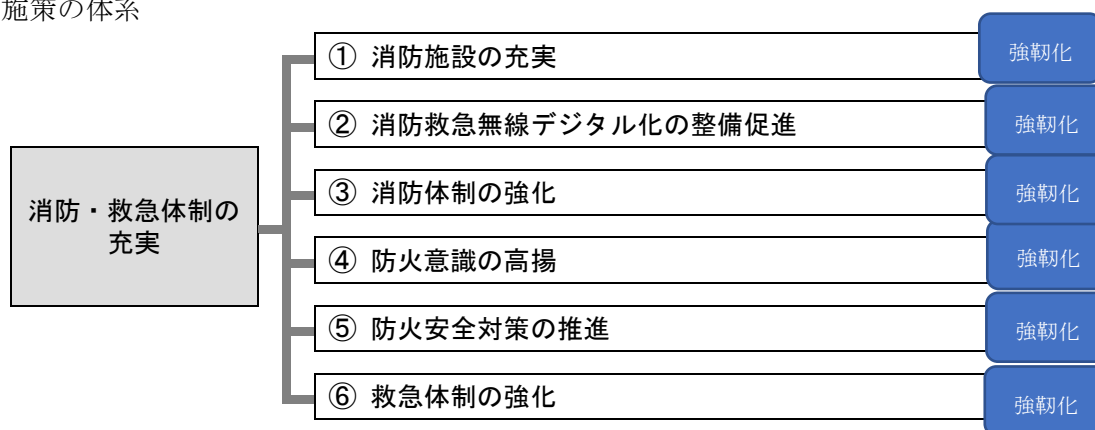
当町では、迅速・的確な消防・救急活動を展開するため、これまでに、消防救急無線のデジタル化をはじめ、サイレン吹鳴装置の整備や小型動力付水槽車の導入、救急車の更新などを実施してきました。

また、林野火災の防止呼びかけや、婦人防火クラブによる防火意識の向上を図る取組などを推進してきました。

救急活動については、年々増加する救急需要に対応できるよう、救急救命士の採用と養成を図るとともに、AED（自動体外式除細動器）実習講習会の開催など、町民に対する応急手当の普及啓発に努めてきました。

今後も、町民の生命、財産の安全を確保するため、町民の防火意識を高めるとともに、消防・救急体制の充実に努めていく必要があります。

### (2) 施策の体系



### (3) 主要施策

#### ① 消防施設の充実

消防車両更新年次計画に基づき、消防車両の更新を計画的に進めます。また、消防水利を確保するための防火水槽及び消火栓の年次的な整備や、消防水利の確保を図ります。

#### ② 消防救急無線デジタル化の整備促進

消防救急無線は多様なデータ通信ができるデジタル通信方式が平成27年12月に整備・導入されましたが、災害時に安定運用するため施設の維持管理に努めるとともに、高度な情報共有と組織的、広域的な災害防除活動を図ります。

#### ③ 消防体制の強化

青年層の消防団活動への積極的な参加を促進し、地域に密着した消防団の強化と活動の活性化を図ります。また、消防職員の技術向上に努め、人材の育成を図ります。

#### ④ 防火意識の高揚

幼年や婦人防火クラブの育成強化を図り、火災予防の普及及び防火意識の高揚を図ります。また、町内会ぐるみの防火意識の高揚を図ります。

#### ⑤ 防火安全対策の推進

高齢者世帯やひとり暮らし高齢者世帯の住宅防火診断や防火指導の充実を図るとともに、火災の早期発見、初期消火、延焼防止などのため、住宅用火災警報器や消火器などの住宅用防災機器の普及に努めます。

#### ⑥ 救急体制の強化

高度化、多様化する救急救命業務に対応するため、救急救命士の育成及び資質の向上と高規格救急車の導入等救急体制の強化に努めるとともに町民が突然のケガや病気で倒れた人に対して適切な応急措置を施せるようにAED実習講習会の開催と参加を呼びかけ、救命知識の普及を図ります。また、医療機関との連携を強化し迅速かつ的確な情報の収集・伝達に努めます。



AED 実習講習会

## 5 治山・治水対策の推進

### (1) 現況と課題

当町には、土砂災害警戒区域が 27 か所、土砂災害特別警戒区域が 17 か所など、災害が起こりやすい箇所が存在しています。

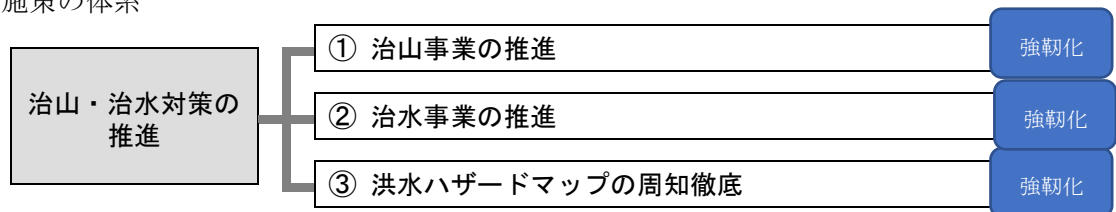
また、町内を流れる厚沢部川水系の 2 級河川厚沢部川と鶉川、安野呂川の一部は、水防上特に注意を要する箇所である重要水防箇所に位置づけられています。

これらの河川では、大雨による氾濫で度々浸水被害が発生するため、現在、道が河川改修工事を進めています。

さらに、町では、大雨で堤防が決壊したときに、浸水が予想される区域や避難場所、防災基礎知識などの情報を掲載した「洪水ハザードマップ」を作成し、町内全世帯に配布しました。

今後も、自然災害から人命や財産を守るため、自然環境に配慮しながら治山・治水事業のより一層の充実を図る必要があります。

### (2) 施策の体系



### (3) 主要施策

#### ① 治山事業の推進

国・道等関係機関と連携して、自然環境に配慮しつつ、地すべり・がけ崩れ等警戒区域などの治山事業を推進します。

#### ② 治水事業の推進

厚沢部川水系の改修について、「豊かな自然環境との共生を目指して、厚沢部川」(厚沢部川水系河川整備協議会)の指針に基づいて、引き続き整備を推進し、早期完成を目指します。

#### ③ 洪水ハザードマップの周知徹底

町民に洪水ハザードマップが浸透するよう、洪水ハザードマップの周知や防災訓練での活用、学校教育での活用など、継続的な啓発活動を推進します。

## 6 環境保全の推進

### (1) 現況と課題

当町は、町土の多くを森林が占めており、豊かな自然環境を形成しています。

町内には、厚沢部川をはじめ糠野川、鶉川、安野呂川などの清流が存在しています。清流と美しい水辺環境を守るため、河川資源保護振興会等による厚沢部川の清掃などが行われており、今後も町民と行政が一体となった自然保護意識の共有により、美しい河川環境を維持していく必要があります。

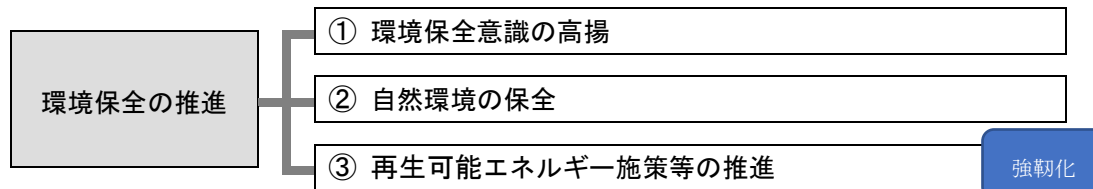
一方、地球レベルでの環境問題が深刻化する中で、化石燃料への依存から脱却し、資源循環型のエネルギー利用への転換を図ることが求められています。

当町では、カーボンニュートラルビジョンを策定し、2050年までの脱炭素社会の実現に向けて再生可能エネルギー等の利用促進と徹底した省エネルギーの推進、脱炭素型の地域づくりの推進、循環型社会の形成、事業者・町民への情報提供と活動促進等を目指しています。

また、ゼロカーボンシティ宣言を行い、国から脱炭素先行地域として選定を受け、地域新電力会社（株式会社ハチャム）を主に関係事業者等と連携を図りながら、風力・太陽光など様々な再生可能エネルギーの導入を積極的に進めゼロカーボン達成に努めます。

再生可能エネルギーの利活用推進を図るためには、町民全体の環境意識高揚が必要であることから、再生可能エネルギーに関する情報や施策を継続して提供していくことが求められます。

### (2) 施策の体系



### (3) 主要施策

#### ① 環境保全意識の高揚

当町の豊かな自然を次世代に継承するため、環境教育を推進するとともに、町民主体の学習会や保全活動を支援し、自然環境に対する町民意識の高揚に努めます。

#### ② 自然環境の保全

土橋自然観察教育林（レクの森）など優れた自然環境や多様な生態系を保全するため、道路整備や治山・治水事業などの実施に際しては、環境に配慮した整備に努めます。また、地域や関係団体、学校などと協力し、美化活動を推進するとともに、不法投棄に対する監視体制の強化を図ります。

#### ③ 再生可能エネルギー施策等の推進

地球温暖化防止のため、温室効果ガスの排出量削減に向けた取組を推進します。地域新電力会社（株式会社ハチャム）を主に関係事業者等と連携を図りながら、風力・太陽光を中心とした再生可能エネルギーの導入を促進し、エネルギーの地域内消費を図り地域循環型社会の形成に努めます。

また、再生可能エネルギー等に関する情報を提供し普及・啓蒙に努めるほか、「厚沢部町カーボンニュートラルビジョン」に基づき持続可能な循環型社会を目指して、再生可能エネルギーの利活用を推進していきます。

風力・太陽光の電力を中心としながら、その他小水力等の未利用エネルギーの活用も含め、当町におけるエネルギーの多様化に向けた取組を促進します。



小中学生への環境教育

## 7 ごみ・し尿処理体制の充実

### (1) 現況と課題

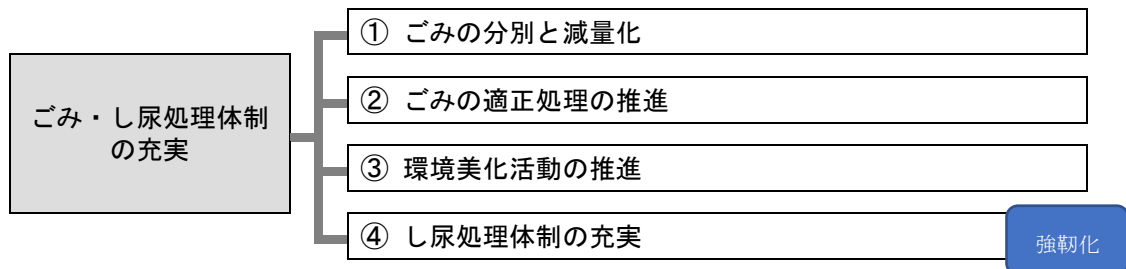
これからの時代は、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とする社会を見直して、環境と共生する持続可能な循環型社会を形成することが求められています。

当町のごみ及びし尿の処理は、南部檜山衛生処理組合で広域的な体制により共同処理しています。

ごみの収集・処理にあたっては、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、大型ごみなどに分別を行い、ごみの減量とリサイクルを推進しています。

今後も資源循環型社会の実現を目指し、ごみの減量とリサイクルを徹底していくとともに、マナーの向上と町民の環境美化意識の高揚および民間事業者等の協力により適切なリサイクル事業推進を図っていく必要があります。

### (2) 施策の体系



### (3) 主要施策

#### ① ごみの分別と減量化

ごみの発生を抑制するため、生ごみの減量・堆肥化やバイオマスとしての利活用を検討します。また、ごみの分別やリサイクルの徹底を図るとともに、ゴミ出しマナーについて、広報紙などを通じて積極的な啓発を推進します。

さらに、事業者に協力を求めながら、簡易包装の推進や事業ごみの排出抑制と分別の徹底などを図ります。

#### ② ごみの適正処理の推進

ごみの不適正排出や不法投棄を防止するため、町民への広報啓発や巡回パトロールなどの監視体制の強化を図ります。

#### ③ 環境美化活動の推進

町内一斉の「ポイ捨てゼロの日」クリーン作戦など、環境美化啓発活動を継続して推進します。また、町民の自主的な環境美化活動や地域ぐるみの清掃活動などを支援し、地域社会全体でごみのない美しいまちづくりを推進します。

#### ④ し尿処理体制の充実

今後とも広域的な連携のもと、し尿処理体制の充実を図るとともに、浄化槽の適正な維持管理に努めます。

## 第6章 行財政改革のさらなる推進と町民のまちづくりへの参画・参加促進

### 1 効率的で健全な行財政運営

#### (1) 現況と課題

過疎化、少子高齢化社会の到来、急速な情報化の進展、生活様式の高度化等により、ますます複雑化、多様化する住民ニーズに迅速かつ的確に対応するためには、計画的で効率的な行財政運営が求められています。

また、本格的な地域主権時代を迎え、厳しい財政状況のもと、自らの手で個性豊かで魅力あるまちづくりを推進していくためには、中長期を見据えた安定した財政運営を行うことが不可欠です。

当町では、事務事業や組織・機構の見直し、定員管理の適正化、職員の資質向上などに取組んでおり、これまでの成果を踏まえつつ、行財政運営を推進していく必要があります。

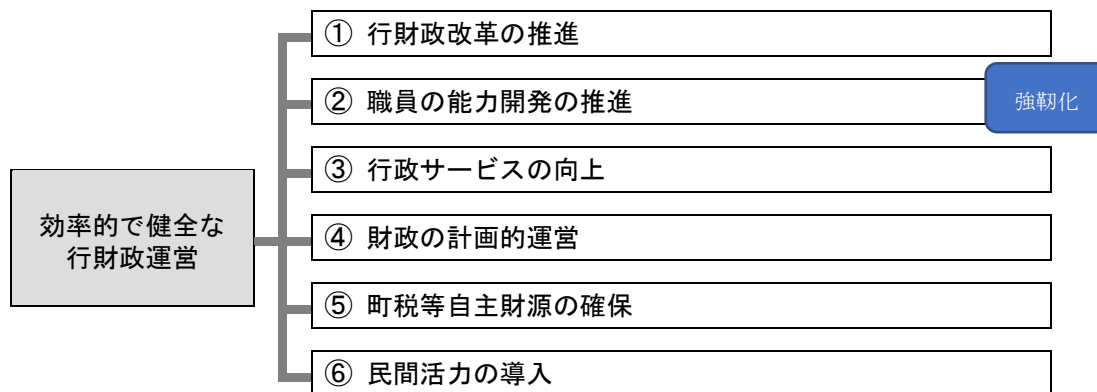
また、人口減少の抑制に資する事業はもちろんですが人口が減っても地域が持続できるような人口規模に合わせた仕組みづくり、行財政運営が必要になります。

さらに、公共施設やインフラ施設の老朽化対策が今後の町財政に大きな影響を与えることが予想されます。公共施設等総合管理計画や令和2年度策定の施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）に基づき、中長期的な施設の維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る必要があります。



まちづくり座談会

## (2) 施策の体系



## (3) 主要施策

### ① 行財政改革の推進

人員の適正管理や組織の効率化、事務事業の見直しなどに積極的に取り組み、最小の経費で最大の効果をあげる簡素で効率的な行財政運営を推進していきます。また、職員のコスト意識と儉約意識を徹底し、事務経費の削減に取り組みます。

### ② 職員の能力開発の推進

職員の広い視野と柔軟な発想、政策形成能力や企画能力を高めるため各種研修への参加や人事交流を推進し、職員の意識改革を図るとともに、地方分権時代に対応できる人材を育成します。

### ③ 行政サービスの向上

窓口等での職員の接遇向上を図り、町民の立場に立った親切・丁寧なサービスの提供に努めるとともに、行政のワンストップ化を進め、町民の利便性向上を図ります。

### ④ 財政の計画的運営

限られた財源で最大の効果を挙げるため、中・長期の財政見通しに基づき、町民ニーズや施策の優先度、緊急度、投資効果などを勘案した予算の重点化・効率化を図るなど、計画的な財政運営を推進します。

### ⑤ 町税等自主財源の確保

自主財源の中で大きな比重を占める町税については、課税客体を正確に把握して、適正・公平な課税・徴収に努めるとともに、「厚沢部町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置に関する条例」に基づき、納税意識の高揚を図ります。また、自主財源の拡大を図るため、新規企業の誘致や既存産業の活性化、定住人口確保のための施策を推進します。

### ⑥ 民間活力の導入

民間が参入することで効率性やサービスの質が高まる分野については、業務の委託や指定管理者制度による公共施設の管理委託、さらには地方創生事業の活用など、多様な手法で民間活力の導入に努めます。

## 2 開かれた行政

### (1) 現況と課題

町民との協働のまちづくりを推進していくためには、開かれた行政運営が必要です。

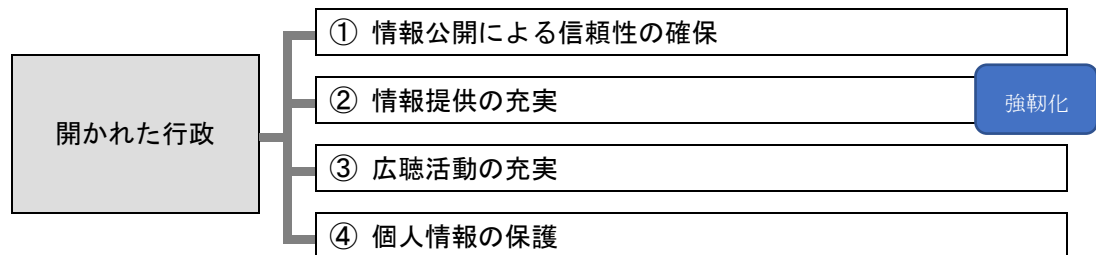
町民の町政に対する信頼を築くためには、町政運営に関する情報公開をより一層進めるとともに、わかりやすい多様な手段による広報・広聴活動の充実や町民の意見・要望などの把握に努める必要があります。

町民への情報提供は、「広報あっさぶ」や「議会だよりあっさぶ」、ホームページ、SNS などにより、積極的に行っています。

さらには、町民との双方向の情報交換の場として、「まちづくり座談会」を開催し、住民との直接対話の機会を設けていますが、若年層の参加者が少ない現状にあります。

このため、若年層や勤労者も参加しやすい環境づくりや広報・広聴のあり方などについて検討し、各種計画策定や事業運営などの行政活動への積極的な参加を推進する必要があります。

### (2) 施策の体系



### (3) 主要施策

#### ① 情報公開による信頼性の確保

情報公開条例の適正な運用及び活用を推進し、透明性の向上に努め、行政への信頼を確保します。

#### ② 情報提供の充実

若年層や勤労者が参加しやすいよう、「まちづくり座談会」の開催形態の見直しを図るとともに、積極的な情報提供に努めます。また、「広報あっさぶ」などの情報内容の充実や町ホームページの充実を図ります。

#### ③ 広聴活動の充実

ワークショップやパブリックコメント、インターネット、SNSを活用した広聴活動の充実により、町民ニーズの把握に努め、政策立案への的確な反映を図ります。また、審議会や委員会の委員の公募や町民意識調査の実施などにより、政策形成段階から見直しまでの町民参画を推進します。

#### ④ 個人情報の保護

個人情報の漏洩などを防止し、厳格な保護に努め、行政への信頼確保に努めます。

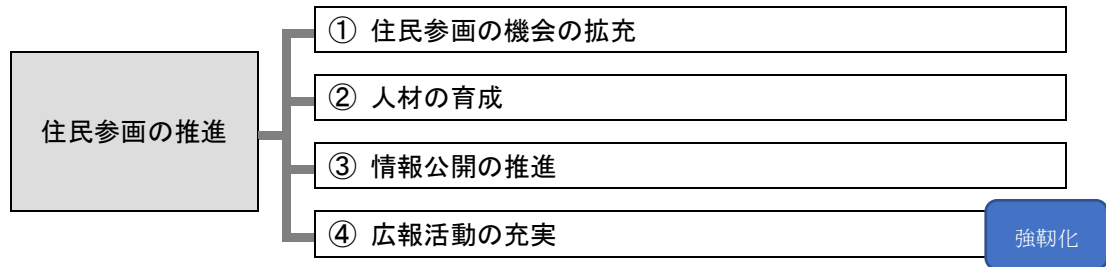
### 3 住民参画の推進

#### (1) 現況と課題

当町では、町民と行政の協働でのまちづくりを目指し、「まちづくり座談会」の開催や、「洪水ハザードマップ」作成に係るワークショップの開催など、住民参画の機会充実に努めてきました。

今後もこうした取組を継続するとともに、インターネットなどを活用した意見収集など、多様な手段・手法による住民参画を促進する必要があります。

#### (2) 施策の体系



#### (3) 主要施策

##### ① 住民参画の機会の拡充

町民の積極的な町政への参画を促進するため、「まちづくり座談会」の継続的な開催や各種委員会等委員の公募、ワークショップ、パブリックコメントの実施など、町民の意見が行政の意思決定過程に参画できる機会の拡充に努めます。

##### ② 人材の育成

コミュニティ活動やまちづくり活動を活発にするためには、まちづくりのリーダーなど、組織を担う人材の育成が重要です。このため、ボランティア体験学習やリーダー研修、広報啓発活動など、まちづくり活動に必要な知識や技術を身につけることができる機会や場の充実に努めます。

##### ③ 情報公開の推進

町民の行政に対する理解を深めて、町民主体のまちづくりを推進するため、町の事業の実施状況や施策の検討状況、事業の評価などについて、個人情報の保護やセキュリティにも十分配慮しながら、情報公開の推進に努めます。

##### ④ 広報活動の充実

町の行財政運営などに関して、広く町民の理解を得るため、読みやすくわかりやすい広報紙づくりやリーフレットなどの充実に努めます。また、ホームページやSNSの活用を推進する等、新たな情報伝達手段の有効活用に努めます。

## 4 コミュニティの活性化

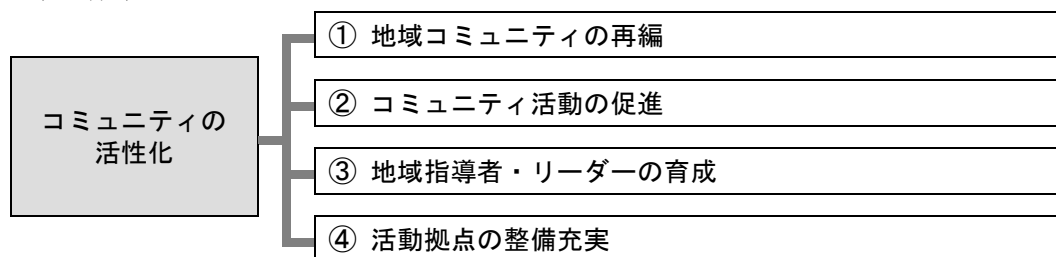
### (1) 現況と課題

少子高齢化や核家族化の進行、人々の価値観が多様化する中で安心して地域で暮らしていくために、地域コミュニティの役割はますます重要になっています。

当町では、20の町内会とこれらを統括する町内会連絡協議会が組織されており、各町内会において、伝統行事や地域ごとのコミュニティ活動が展開されています。しかし、地域ごとのコミュニティ活動は、過疎化や人口減少により、参加・活動するメンバーが固定化しているなか、高齢化も進んでいるのが実情です。

このため、今後は、新たな地域コミュニティのあり方を検討していくとともに、町内会やボランティアグループなどの活動を支援し、多様なコミュニティ活動の推進とコミュニティの活性化を図る必要があります。

### (2) 施策の体系



### (3) 主要施策

#### ① 地域コミュニティの再編

人口減少や高齢化の進行などにより、組織や活動の持続困難な町内会については、地域コミュニティの範囲の再編について検討し、新たなコミュニティ組織の形成を図ります。

#### ② コミュニティ活動の促進

若い世代の町内会への加入や活動への参加を呼びかけます。また、地域住民相互の連帯感や信頼感を高めていくことができるよう、祭りや行事、防犯活動、清掃・美化活動などの活発な展開を推進するとともに、活動の支援を図ります。

#### ③ 地域指導者・リーダーの育成

各種養成講座や研修会などの実施により、コミュニティ活動の中心となる指導者やリーダーの発掘・養成を図ります。特に、次代を担う若年層の発掘・養成に努めます。また、防犯活動や清掃・美化活動など、地域に根ざした活動を推進することにより、住民の地域への認識を深め、活動への参画意識の高揚に努めます。

#### ④ 活動拠点の整備充実

コミュニティ活動の拠点・交流の場として、ふれあいセンターなどの機能充実や既存設備の有効活用を図ります。

## 5 男女共同参画社会の形成

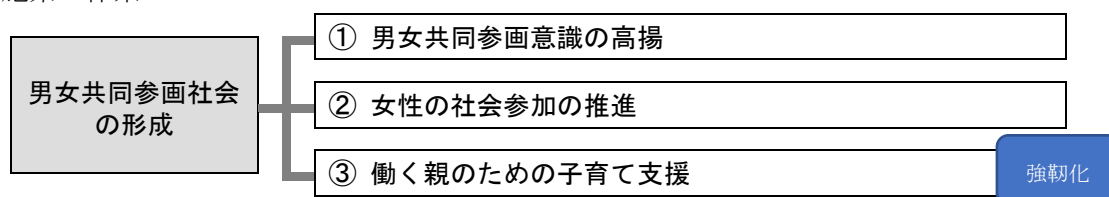
### (1) 現況と課題

当町では、女性の社会参加に向けて様々な施策を推進し、町内の女性団体のネットワーク形成や女性のための学習活動を展開しています。

また、町内の一部地区では、安心して女性が働ける環境に寄与できる学童保育一体型放課後子ども教室を運営し、コーディネーターが新しいプログラムを取り入れるなど、充実を図っています。

今後、少子高齢化が一層進む中で、男女共同参画はさらに重要性が増すことが予想されることから、地域の特性を活かした男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む必要があります。

### (2) 施策の体系



### (3) 主要施策

#### ① 男女共同参画意識の高揚

学校や家庭、職場、地域社会など、あらゆる場や機会を通じて、町民の男女平等観の醸成に努めます。

#### ② 女性の社会参加の推進

男女雇用機会均等法の遵守に向けた周知・啓発を行うとともに、職場における労働条件や環境整備に向けた啓発を図り、働く場での男女平等を促進します。また、育児・介護休業制度の周知・活用促進や男性を含めた多様な働き方についての啓発を進め、家庭生活と職業生活との両立を支援します。

行政においては、政策・方針決定過程に女性の参画を進めるとともに、男女共同参画の視点に立った計画立案や施策の実施に努めます。

#### ③ 働く親のための子育て支援

働く女性の就労を支援するため、保育一体型放課後子ども教室の全町展開の検討や認定こども園での子育て相談体制の強化など、働く親のための子育て支援策の充実を図ります。

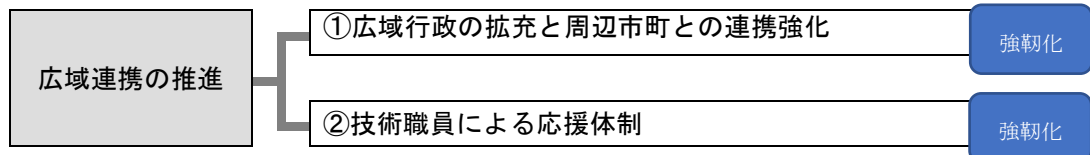
## 6 広域連携の推進

### (1) 現況と課題

檜山管内の自治体をはじめとして近隣自治体はいずれも過疎に悩まされており、行政の一層の効率化が課題となっています。こうした課題に地域が一体となって取り組み、地域住民のニーズにきめ細かくこたえていく体制を維持することが求められています。

そのため、従来に増して広域行政に積極的に取り組み、行政サービスの効率化を図ります。

### (2) 施策の体系



### (3) 主要施策

#### ① 広域行政の拡充と周辺市町との連携強化

多様化・高度化する町民ニーズに対応し効果的で効率的な行政サービスの提供に努めるとともに、近隣市町との連携を密にし、一部事務組合や広域連合等による共同事務処理の拡充に努めます。また、地域の共通課題に取り組むため、周辺市町との連携を強化し、広域的な事業の推進を図ります。

#### ② 技術職員による応援体制

道内の被災市町村からの土木技術職員の応援要請に対応するため道と一定の規模以上の道内市町村による連絡会議が設置されており、引き続き連絡会議の枠組みを活用した応援体制の強化を図ります。